

# 広域化・集約化に係る手引き

令和2年6月

(令和7年3月改訂)

環境省環境再生・資源循環局

廃棄物適正処理推進課

## 目次

1. 総論	1
1. 1 通知発出の背景	1
1. 2 本手引きの目的	1
2. 令和6年通知の概要	2
2. 1 広域化・集約化の現状と今後の方向性	2
2. 2 広域化・集約化の必要性	19
3. 広域化・集約化に向けた取組の流れ及び各主体の役割	31
3. 1 取組の流れ及び取組の主体	31
3. 2 広域化・集約化を進める上での各主体の役割	33
4. 長期広域化・集約化計画の策定	35
4. 1 計画策定主体	35
4. 2 現時点での広域化・集約化状況の評価	36
4. 3 人口及びごみ排出量等の将来予測及び広域化・集約化の必要性の各観点に 照らした基礎的な情報・データ整理	36
4. 4 広域化ブロック区割りの設定見直し	38
4. 5 ブロックごとの廃棄物処理体制の検討	39
4. 6 計画の進行管理	45
5. 広域化・集約化を進める上での広域化ブロック内での検討	46
5. 1 広域化・集約化の実現可能性の調査	46
5. 2 関係市町村の決定	47
6. 広域化・集約化を進める上での関係市町村間での検討・調整事項等	48
6. 1 広域化・集約化の方式（組織体制、（地域循環共生圏の観点も踏まえた） 将来ビジョンとごみ処理システム、整備するごみ処理施設等）	49
6. 2 施設建設候補地の選定	53
6. 3 費用分担	54
6. 4 ごみの分別区分・有料化	56
6. 5 ごみの収集運搬	57
6. 6 過渡期のごみ処理方法	58
6. 7 住民理解の促進	58
別添 広域化・集約化の事例集	59

## 1. 総論

### 1. 1 通知発出の背景

令和6年3月に、「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」(令和6年3月29日付け環循適発第24032923号。以下「令和6年通知」という。)が発出された背景について記述する。

#### 【解説】

「ごみ処理の広域化計画について」(平成9年5月28日付け衛環第173号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知。以下「平成9年通知」という。)の発出後、全ての都道府県においてごみ処理の広域化計画及びこれに類する計画が策定され、都道府県及び市町村により、ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化(以下「広域化・集約化」という。)に向けた取組が進められてきた。その結果、広域化・集約化については一定の成果が上げられた。

その後、将来にわたり持続可能な適正処理を確保していくためには中長期的な視点で安定的・効率的な廃棄物処理体制の在り方を検討する必要があることを踏まえ、平成31年3月に、「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」(平成31年3月29日付け環循適発第1903293号。以下「平成31年通知」という。)が発出された。しかし、一部の都道府県では新たな広域化・集約化計画が策定されておらず、広域化・集約化を行うメリットが少ないと判断されたことや市町村間の調整が困難であること及び住民との調整が困難であること等の要因により、広域化・集約化が進まない事例も近年見られている。そのような中で、令和5年6月に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)第5条の2第1項の規定に基づき定められている「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(以下「基本方針」という。)が変更される\*とともに、廃棄物処理法第5条の3に基づく「廃棄物処理施設整備計画」(令和5年6月)が新たに策定され、脱炭素化にも大きく寄与する広域化・集約化に向けた取組について、より一層の強化が求められている状況である。

今般、平成9年通知の発出から25年以上が経過し、我が国のごみ処理を取り巻く状況は当時から大きく変化している中で、将来にわたり持続可能な適正処理を確保し、同時に脱炭素化も推進していくためには、改めて、現在及び将来の社会情勢等を念頭に、中長期的な視点で安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の在り方を検討する必要があることを踏まえ、令和6年通知を発出した。

※令和7年2月に指標を中心として変更が加えられている。

### 1. 2 本手引きの目的

本手引きでは、広域化・集約化の推進に繋がるように、主体となる都道府県及び管内市町村に向けて、令和6年通知の解説を行うとともに、広域化・集約化を進める上で参考となる情報を整理するものである。

#### 【解説】

令和6年通知では、中長期における持続可能な適正処理の確保に向けた広域化・集約化を進めるにあたって、主体となる都道府県が管内市町村と連携し、長期的な広域化・集約化計画(以下「長期広域化・集約化計画」という。)を策定した上で、これに基づき安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進することとしており、本手引きにおいて詳しく解説していく。

また、広域化・集約化を進める上で、都道府県及び市町村の担当者にとって参考となる情報について、事例を基にとりまとめるものである。

## 2. 令和6年通知の概要

### 2. 1 広域化・集約化の現状と今後の方向性

#### (1) 広域化・集約化の実施状況及び成果

これまでの広域化・集約化の実施状況及び成果について示す。

- ①ごみ焼却施設・資源化等を行う施設の施設数及び処理能力
- ②ダイオキシン類の排出削減
- ③都道府県単位の状況

#### 【解説】

##### ①ごみ焼却施設・資源化等を行う施設の施設数及び処理能力

ごみ焼却施設の処理能力別施設数と平均処理能力の推移を図2-1に、炉型式別施設数の推移を図2-2に示す。

全国のごみ焼却施設数は、平成10年度には1,769施設であったが、平成29年度は1,103施設、令和4年度では1,016施設であり、約43%減少した。平成9年通知以降、一定程度の広域化・集約化が進み、着実に施設数は減少したものの、これまで施設数が減少したのは主に100t/日未満の施設であり、300t/日以上以上の施設は増加していない。

一方、施設の平均処理能力は、平成10年度には109t/日であったが、平成29年度は164t/日、令和4年度では172t/日であり、約58%増加した。

また、全連続式の施設数は、平成10年度には474施設と全体の約27%であったが、平成29年度は686施設、令和4年度では682施設と全体の約67%に増加した。

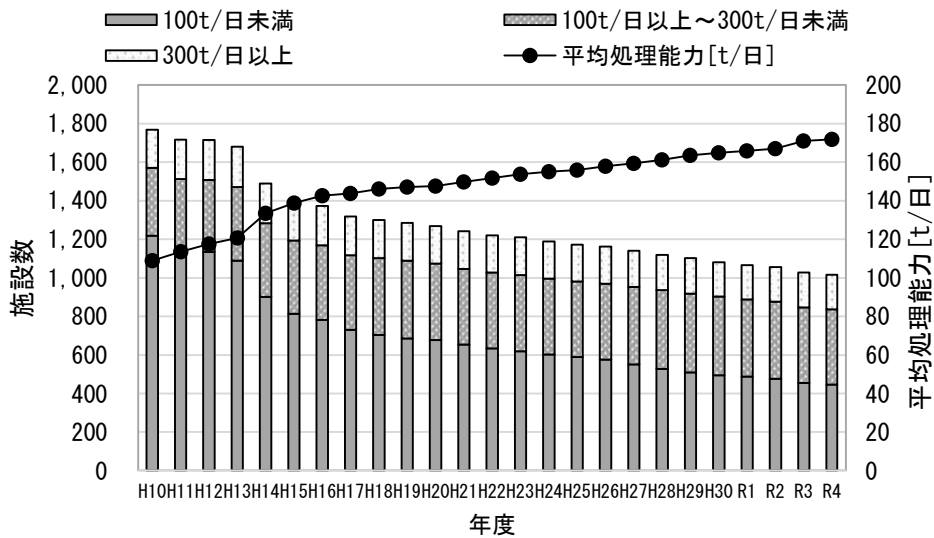


図2-1 ごみ焼却施設の処理能力別施設数と平均処理能力の推移

(出所) 一般廃棄物処理実態調査を元に作成 ※廃止施設は除外

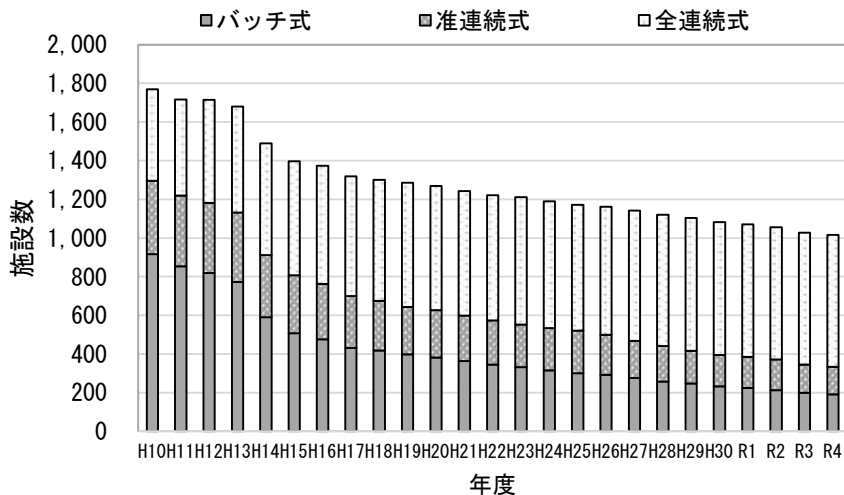


図 2-2 ごみ焼却施設の炉型式別施設数の推移

(出所) 一般廃棄物処理実態調査を元に作成 ※廃止施設は除外

資源化等を行う施設（不燃ごみ・粗大ごみ処理施設を含む。以下同様。）の処理能力別施設数と平均処理能力の推移を図 2-3～図 2-6 に示す。同施設の種類の推移は以下のとおり。

ごみ堆肥化施設に関しては、平成 19 年度には 76 施設であったが、令和 4 年度では 64 施設と約 2 割減少した。10t/日未満の施設は約 5 割減少した一方、30t/日以上以上の施設は約 2 倍に増加しており、一定程度の広域化・集約化が進んだといえる。施設の平均処理能力は、平成 19 年度には 13t/日であったが、令和 4 年度では 21t/日であり、約 6 割増加した。

プラスチック類の資源化等を行う施設に関しては、平成 19 年度には 290 施設であったが、令和 4 年度では 332 施設と約 1 割増加した。これは容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律を始めとし、プラスチック類の資源回収に対する考え方の変化が施設数として現れたものと考えられる。10t/日未満の施設は約 1 割減少した一方、30t/日以上以上の施設は約 4 割増加しており、一定程度の広域化・集約化が進んだといえる。施設の平均処理能力は、平成 19 年度には 21t/日であったが、令和 4 年度では 26t/日であり、約 2 割増加した。

その他の資源化等を行う施設に関しては、平成 19 年度には 518 施設であったが、令和 4 年度では 372 施設であり、約 3 割減少した。10t/日未満の施設は約 4 割減少し、30t/日以上以上の施設も約 1 割減少している。施設の平均処理能力は、平成 19 年度には 19t/日であったが、令和 4 年度では 23t/日であり、約 2 割増加した。

不燃ごみ・粗大ごみ処理施設に関しては、平成 19 年度には 668 施設であったが、令和 4 年度では 573 施設であり、約 1 割減少した。施設の平均処理能力は、平成 19 年度には 38t/日であったが、令和 4 年度では 35t/日であり、約 1 割減少した。これは、平成 19 年度から令和 4 年度にかけて不燃ごみ及び粗大ごみが減少傾向にあることによると考えられる（平成 19 年度の生活系不燃ごみ・粗大ごみ搬入量：3,184 千 t、令和 4 年度の生活系不燃ごみ・粗大ごみ搬入量：1,951 千 t）。

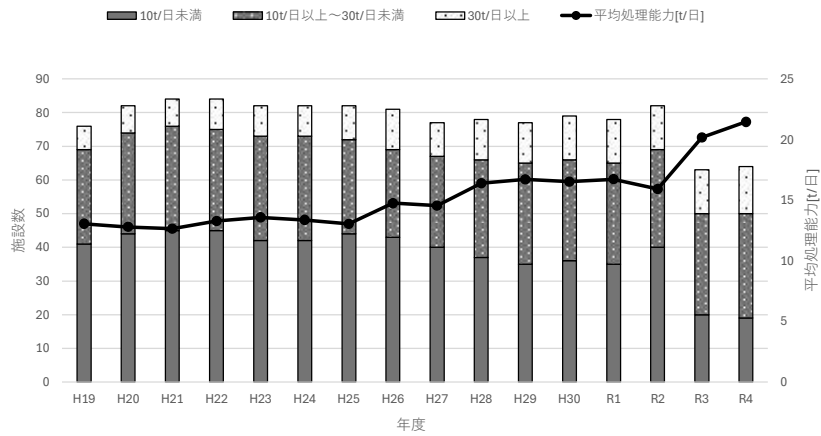


図 2 - 3 ごみ堆肥化施設の処理能力別施設数と平均処理能力の推移  
 (出所) 一般廃棄物処理実態調査を元に作成 ※廃止施設は除外

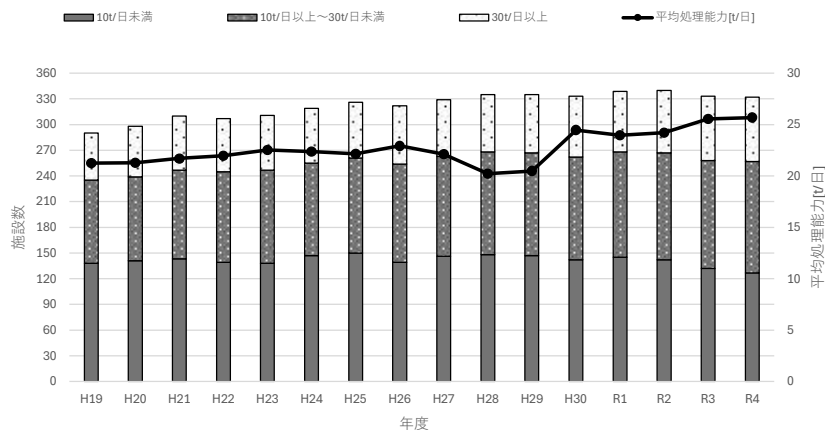


図 2 - 4 プラスチック類の資源化等を行う施設の処理能力別施設数と平均処理能力の推移  
 (出所) 一般廃棄物処理実態調査を元に作成 ※廃止施設及び施設区分が「ストックヤード」の施設は除外

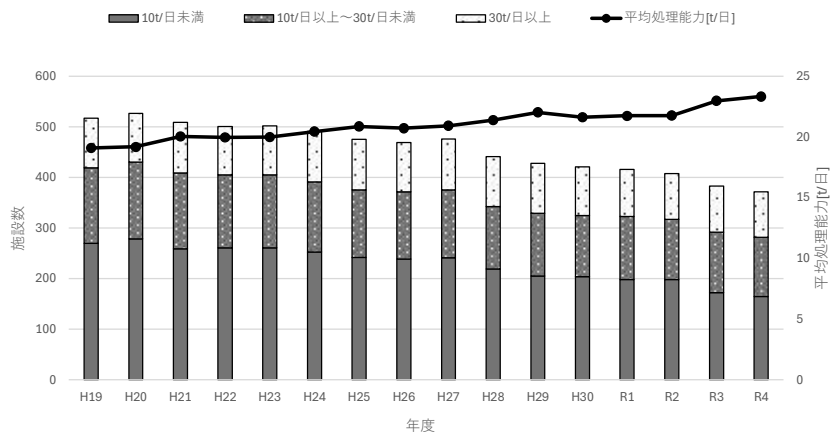


図 2 - 5 その他の資源化等を行う施設の処理能力別施設数と平均処理能力の推移  
 (出所) 一般廃棄物処理実態調査を元に作成 ※廃止施設は除外

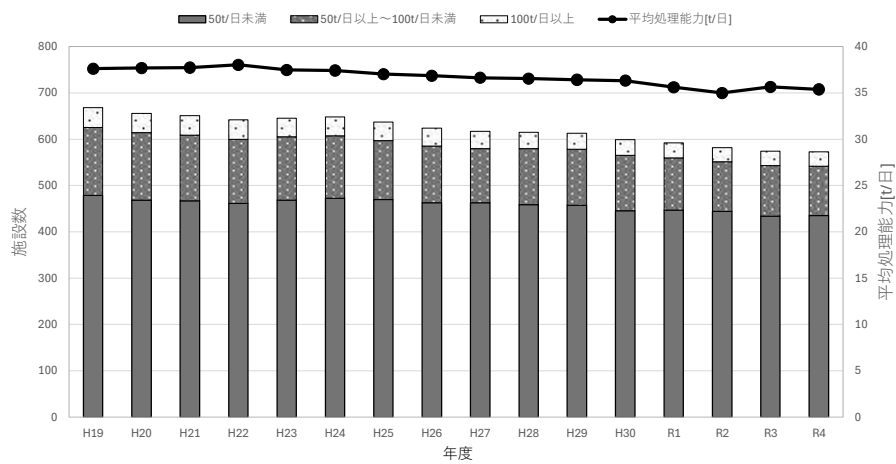


図 2-6 不燃ごみ・粗大ごみ処理施設の処理能力別施設数と平均処理能力の推移

(出所) 一般廃棄物処理実態調査を元に作成

※廃止施設は除外

※処理対象廃棄物に「粗大」または「不燃」を含む施設を対象

## ②ダイオキシン類の排出削減

ごみ焼却施設からのダイオキシン類排出量の推移を図2-7に示す。

平成10年には1,550g-TEQ/年であったが、平成29年度は22g-TEQ/年、令和4年は25g-TEQ/年であり、大幅に減少している。ダイオキシン類対策特別措置法第33条第1項の規定に基づく「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画」（平成24年8月変更）では、廃棄物焼却施設からの排ガス中のダイオキシン類排出量として、一般廃棄物においては33g-TEQ/年を目標としており、目標を達成している。

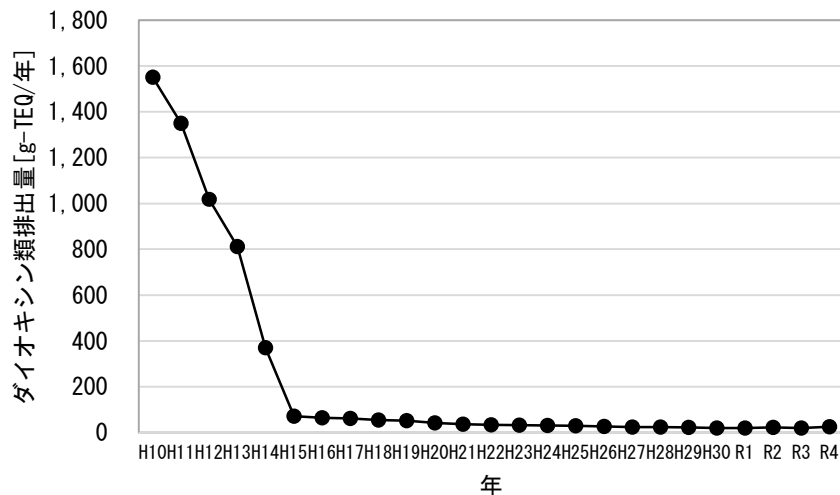


図2-7 ごみ焼却施設からのダイオキシン類排出量の推移

(出所) 環境省 ダイオキシン類の排出量の目録（排出インベントリー）について（令和6年3月29日）



### ③都道府県単位の状況

平成9年通知の発出後、都道府県が策定したごみ処理の広域化計画及びこれに類する計画により、全国で計438の広域化ブロックが設定された。

平成10年度と平成29年度、令和4年度の都道府県毎のごみ焼却施設の整備状況を、それぞれ表2-1及び表2-2、表2-3に示す。全国的に処理能力100t/日未満の施設が減少してきているものの、広域化・集約化の実施状況については、都道府県毎に違いがある。

表 2 - 1 都道府県毎のごみ焼却施設の整備状況（平成 10 年度、離島施設除く）

	30t未満	30以上 50t未満	50以上 100t未満	100以上 200t未満	200以上 300t未満	300以上 600t未満	600t以上	合計
01:北海道	98	12	8	7	3	3	4	135
02:青森県	13	4	3	7	1	2	0	30
03:岩手県	6	4	4	5	1	1	0	21
04:宮城県	4	6	14	2	1	0	3	30
05:秋田県	4	3	12	2	1	1	0	23
06:山形県	0	1	3	6	1	0	0	11
07:福島県	9	4	6	4	2	5	0	30
08:茨城県	3	7	11	10	2	5	0	38
09:栃木県	7	4	14	6	2	1	0	34
10:群馬県	6	6	6	7	1	3	0	29
11:埼玉県	1	7	17	27	2	8	1	63
12:千葉県	3	3	18	17	6	8	1	56
13:東京都	2	0	1	10	6	8	18	45
14:神奈川県	1	2	9	8	2	8	11	41
15:新潟県	6	5	17	12	0	2	0	42
16:富山県	1	2	4	1	1	0	1	10
17:石川県	6	1	4	3	2	1	0	17
18:福井県	4	5	2	3	1	1	0	16
19:山梨県	5	7	3	1	0	1	0	17
20:長野県	13	9	7	6	1	3	0	39
21:岐阜県	18	6	5	8	1	1	0	39
22:静岡県	18	11	8	6	4	5	1	53
23:愛知県	2	2	9	13	7	8	2	43
24:三重県	21	9	1	3	5	1	0	40
25:滋賀県	2	1	5	6	0	0	0	14
26:京都府	7	4	6	3	2	1	5	28
27:大阪府	0	1	7	17	3	10	13	51
28:兵庫県	12	9	12	8	3	8	3	55
29:奈良県	11	6	3	6	2	1	0	29
30:和歌山県	19	4	5	3	0	2	0	33
31:鳥取県	13	2	0	0	3	0	0	18
32:島根県	13	2	4	1	1	0	0	21
33:岡山県	17	8	3	4	0	5	0	37
34:広島県	17	8	7	4	2	4	0	42
35:山口県	8	2	5	3	1	3	0	22
36:徳島県	11	3	6	3	0	0	0	23
37:香川県	5	0	1	4	2	0	0	12
38:愛媛県	16	5	2	2	3	2	0	30
39:高知県	19	7	2	1	0	1	1	31
40:福岡県	10	9	10	6	5	1	6	47
41:佐賀県	11	1	3	3	1	0	0	19
42:長崎県	12	5	4	3	2	2	0	28
43:熊本県	14	10	7	1	0	1	1	34
44:大分県	10	4	4	1	1	2	0	22
45:宮崎県	12	5	1	2	2	1	0	23
46:鹿児島県	11	7	6	2	0	2	0	28
47:沖縄県	3	7	4	3	1	1	0	19
	504	230	293	260	87	123	71	1568

※離島（北海道・本州・四国・九州・沖縄本島・佐渡島・淡路島・天草地域を除く島）の施設は除外

※年間処理量がゼロの施設（実質稼働していない施設）は除外。ただし、使用開始年が平成 10 年以降の施設（今後稼働が見込まれる施設）は含める。なお、廃止施設は元々含まれていない。

（出所）平成 10 年度一般廃棄物処理実態調査を元に作成

表 2-2 都道府県毎のごみ焼却施設の整備状況（平成 29 年度、離島施設除く）

	30t未満	30以上 50t未満	50以上 100t未満	100以上 200t未満	200以上 300t未満	300以上 600t未満	600t以上	合計
01:北海道	20	5	5	10	6	1	3	50
02:青森県	1	1	4	6	1	2	0	15
03:岩手県	2	0	3	7	1	1	0	14
04:宮城県	1	1	6	4	2	0	3	17
05:秋田県	1	0	8	2	0	1	0	12
06:山形県	0	1	1	7	1	0	0	10
07:福島県	2	5	6	4	3	4	0	24
08:茨城県	1	3	4	9	7	3	0	27
09:栃木県	0	0	5	8	2	1	0	16
10:群馬県	2	4	2	9	2	3	0	22
11:埼玉県	0	3	10	18	11	7	1	50
12:千葉県	1	3	6	14	9	9	1	43
13:東京都	0	0	0	7	6	13	12	38
14:神奈川県	0	0	5	8	3	8	6	30
15:新潟県	1	1	11	15	0	2	0	30
16:富山県	0	0	1	2	1	0	1	5
17:石川県	0	0	2	3	2	1	0	8
18:福井県	2	2	2	3	1	1	0	11
19:山梨県	0	3	0	3	1	1	0	8
20:長野県	5	7	5	9	1	3	0	30
21:岐阜県	2	3	6	6	2	1	0	20
22:静岡県	2	5	4	11	5	5	1	33
23:愛知県	1	0	3	16	7	8	3	38
24:三重県	2	4	3	3	3	1	0	16
25:滋賀県	0	1	5	6	0	0	0	12
26:京都府	2	1	6	4	2	2	2	19
27:大阪府	0	2	4	11	5	14	6	42
28:兵庫県	0	3	9	6	4	7	3	32
29:奈良県	6	4	1	5	3	1	0	20
30:和歌山県	3	2	3	5	0	2	0	15
31:鳥取県	8	0	0	0	3	0	0	11
32:島根県	2	0	2	0	2	0	0	6
33:岡山県	3	7	2	4	2	3	0	21
34:広島県	1	3	4	8	1	3	1	21
35:山口県	0	0	2	5	1	2	0	10
36:徳島県	3	2	6	3	0	0	0	14
37:香川県	0	0	1	2	2	1	0	6
38:愛媛県	2	1	3	3	2	2	0	13
39:高知県	2	1	1	3	0	0	1	8
40:福岡県	0	3	5	5	4	2	5	24
41:佐賀県	1	1	1	3	1	1	0	8
42:長崎県	0	2	4	1	3	2	0	12
43:熊本県	4	5	6	3	1	0	1	20
44:大分県	1	2	3	2	1	2	0	11
45:宮崎県	0	0	1	2	2	0	0	5
46:鹿児島県	2	2	4	6	0	2	0	16
47:沖縄県	2	3	2	2	1	2	0	12
	88	96	177	273	117	124	50	925

※離島（北海道・本州・四国・九州・沖縄本島・佐渡島・淡路島・天草地域を除く島）の施設は除外

※廃止施設、年間処理量がゼロの施設（実質稼働していない施設）は除外。ただし、使用開始年が平成 29 年以降の施設（今後稼働が見込まれる施設）は含める。

（出所）平成 29 年度一般廃棄物処理実態調査を元に作成

表2-3 都道府県毎のごみ焼却施設の整備状況（令和4年度、離島施設除く）

	30t未満	30以上 50t未満	50以上 100t未満	100以上 200t未満	200以上 300t未満	300以上 600t未満	600t以上	合計
01:北海道	17	5	5	10	5	1	4	47
02:青森県	1	1	5	6	1	2	0	16
03:岩手県	2	0	3	7	1	1	0	14
04:宮城県	0	0	5	4	2	0	3	14
05:秋田県	2	0	8	3	0	1	0	14
06:山形県	0	1	1	6	1	0	0	9
07:福島県	1	5	5	4	3	4	0	22
08:茨城県	2	2	5	6	8	3	0	26
09:栃木県	0	0	5	8	1	2	0	16
10:群馬県	1	4	2	5	2	4	0	18
11:埼玉県	0	3	9	18	10	7	1	48
12:千葉県	0	2	6	14	8	8	1	39
13:東京都	0	0	0	7	6	12	13	38
14:神奈川県	0	0	5	5	4	10	5	29
15:新潟県	0	3	8	14	0	2	0	27
16:富山県	0	0	1	2	1	0	1	5
17:石川県	0	2	3	3	2	1	0	11
18:福井県	1	0	3	2	1	1	0	8
19:山梨県	0	3	0	3	1	1	0	8
20:長野県	3	4	1	7	1	2	0	18
21:岐阜県	2	2	7	6	2	1	0	20
22:静岡県	2	4	4	11	5	5	1	32
23:愛知県	0	0	3	13	7	9	2	34
24:三重県	1	3	4	4	3	1	0	16
25:滋賀県	0	1	5	5	1	0	0	12
26:京都府	1	2	5	4	1	2	1	16
27:大阪府	0	1	3	12	5	13	6	40
28:兵庫県	0	2	7	6	4	7	3	29
29:奈良県	5	4	1	5	4	1	0	20
30:和歌山県	1	2	3	5	0	1	0	12
31:鳥取県	4	0	0	0	3	0	0	7
32:島根県	1	1	2	0	2	0	0	6
33:岡山県	3	7	2	4	1	3	0	20
34:広島県	0	3	2	6	1	2	1	15
35:山口県	0	0	1	5	1	2	0	9
36:徳島県	3	2	5	3	0	0	0	13
37:香川県	0	0	1	1	3	1	0	6
38:愛媛県	1	0	3	3	2	2	0	11
39:高知県	2	0	2	3	0	0	1	8
40:福岡県	0	3	5	4	4	2	5	23
41:佐賀県	0	0	1	4	1	1	0	7
42:長崎県	0	3	3	2	2	2	0	12
43:熊本県	3	5	7	2	1	0	1	19
44:大分県	1	2	3	2	1	2	0	11
45:宮崎県	0	0	1	2	2	1	0	6
46:鹿児島県	3	2	6	5	1	1	0	18
47:沖縄県	1	3	3	2	1	2	0	12
	64	87	169	253	116	123	49	861

※離島（北海道・本州・四国・九州・沖縄本島・佐渡島・淡路島・天草地域を除く島）の施設は除外  
 ※廃止施設、年間処理量がゼロの施設（実質稼働していない施設）は除外。ただし、使用開始年が令和4年  
 以降の施設（今後稼働が見込まれる施設）は含める。  
 （出所）令和4年度一般廃棄物処理実態調査を元に作成

都道府県毎の資源化等を行う施設の整備状況の推移を、表 2-4～表 2-7 に示す。資源化等を行う施設についても、ごみ焼却施設同様、広域化・集約化の実施状況について都道府県毎に違いがある。

その他の資源化等を行う施設については、平成 10 年度から令和 4 年度にかけて施設数が大きく減少しており、一定程度の広域化・集約化が進んだと推測できるが、ごみ堆肥化施設及びプラスチック類の資源化等を行う施設は、都道府県によっては施設数の増加も見られる。

不燃ごみ・粗大ごみ処理施設については、全国的には施設数が減少しているが、都道府県によっては横ばいまたは増加も見られる。

表 2-4 都道府県毎のごみ堆肥化施設数の整備状況  
(平成 10 年度、平成 29 年度、令和 4 年度)

	平成10年度	平成29年度	令和4年度
01:北海道	6	18	17
02:青森県	1	0	1
03:岩手県	1	2	2
04:宮城県	0	1	1
05:秋田県	0	2	2
06:山形県	3	4	2
07:福島県	0	0	0
08:茨城県	0	2	0
09:栃木県	0	4	5
10:群馬県	1	3	2
11:埼玉県	0	2	2
12:千葉県	0	0	0
13:東京都	1	1	1
14:神奈川県	1	0	0
15:新潟県	0	2	2
16:富山県	0	0	0
17:石川県	0	0	0
18:福井県	0	1	1
19:山梨県	0	0	1
20:長野県	6	8	10
21:岐阜県	0	1	1
22:静岡県	1	1	0
23:愛知県	2	6	4
24:三重県	2	5	0
25:滋賀県	0	0	0
26:京都府	1	0	0
27:大阪府	0	0	0
28:兵庫県	0	1	1
29:奈良県	0	0	0
30:和歌山県	0	0	0
31:鳥取県	0	0	0
32:島根県	0	0	0
33:岡山県	0	1	1
34:広島県	0	1	0
35:山口県	0	0	0
36:徳島県	0	0	0
37:香川県	0	0	0
38:愛媛県	0	0	0
39:高知県	1	1	1
40:福岡県	2	2	0
41:佐賀県	0	2	0
42:長崎県	0	0	0
43:熊本県	0	1	2
44:大分県	1	0	0
45:宮崎県	2	2	2
46:鹿児島県	1	3	3
47:沖縄県	0	0	0
	33	77	64

※廃止施設は除外

(出所) 平成 10 年度、平成 29 年度、令和 4 年度一般廃棄物処理実態調査を元に作成

表 2-5 都道府県毎のプラスチック類の資源化等を行う施設数の整備状況  
(平成 29 年度、令和 4 年度)

	平成29年度	令和4年度
01:北海道	43	45
02:青森県	1	2
03:岩手県	8	8
04:宮城県	7	7
05:秋田県	3	3
06:山形県	3	3
07:福島県	11	11
08:茨城県	5	9
09:栃木県	5	5
10:群馬県	2	2
11:埼玉県	10	10
12:千葉県	3	4
13:東京都	9	11
14:神奈川県	8	8
15:新潟県	3	3
16:富山県	3	3
17:石川県	5	5
18:福井県	5	4
19:山梨県	0	0
20:長野県	7	6
21:岐阜県	9	10
22:静岡県	7	7
23:愛知県	11	9
24:三重県	13	13
25:滋賀県	7	6
26:京都府	8	7
27:大阪府	7	6
28:兵庫県	14	14
29:奈良県	3	4
30:和歌山県	5	4
31:鳥取県	3	3
32:島根県	8	8
33:岡山県	6	5
34:広島県	11	12
35:山口県	14	13
36:徳島県	7	6
37:香川県	2	3
38:愛媛県	8	7
39:高知県	4	2
40:福岡県	14	14
41:佐賀県	5	1
42:長崎県	4	4
43:熊本県	7	7
44:大分県	2	3
45:宮崎県	3	4
46:鹿児島県	9	9
47:沖縄県	3	2
	335	332

※廃止施設及び施設区分が「ストックヤード」の施設は除外

(出所) 平成 29 年度、令和 4 年度一般廃棄物処理実態調査を元に作成

表 2-6 都道府県毎のその他の資源化等を行う施設数の整備状況  
(平成 10 年度、平成 29 年度、令和 4 年度)

	平成10年度	平成29年度	令和4年度
01:北海道	63	29	27
02:青森県	3	6	5
03:岩手県	14	7	7
04:宮城県	13	6	6
05:秋田県	4	9	10
06:山形県	7	4	4
07:福島県	18	11	10
08:茨城県	16	15	10
09:栃木県	16	10	12
10:群馬県	8	9	8
11:埼玉県	27	20	19
12:千葉県	17	12	10
13:東京都	17	10	10
14:神奈川県	21	15	12
15:新潟県	6	6	6
16:富山県	2	0	0
17:石川県	5	5	4
18:福井県	5	2	1
19:山梨県	3	5	5
20:長野県	21	11	9
21:岐阜県	23	13	13
22:静岡県	21	10	7
23:愛知県	27	21	20
24:三重県	19	11	5
25:滋賀県	20	9	10
26:京都府	13	6	6
27:大阪府	16	8	6
28:兵庫県	23	13	11
29:奈良県	1	9	5
30:和歌山県	10	3	3
31:鳥取県	3	0	0
32:島根県	18	9	7
33:岡山県	22	7	4
34:広島県	22	11	10
35:山口県	28	10	8
36:徳島県	13	2	2
37:香川県	18	7	5
38:愛媛県	28	10	11
39:高知県	13	8	5
40:福岡県	17	11	11
41:佐賀県	10	4	1
42:長崎県	14	8	8
43:熊本県	25	13	11
44:大分県	11	8	7
45:宮崎県	1	5	5
46:鹿児島県	5	10	6
47:沖縄県	13	10	10
	720	428	372

※廃止施設は除外

(出所) 平成 10 年度、平成 29 年度、令和 4 年度一般廃棄物処理実態調査を元に作成



表 2-7 都道府県毎の不燃ごみ・粗大ごみ処理施設数の整備状況  
(平成10年度、平成29年度、令和4年度)

	平成10年度	平成29年度	令和4年度
01:北海道	41	55	50
02:青森県	9	5	6
03:岩手県	12	14	14
04:宮城県	15	13	12
05:秋田県	12	10	11
06:山形県	10	5	5
07:福島県	14	15	14
08:茨城県	26	22	17
09:栃木県	16	11	11
10:群馬県	18	14	14
11:埼玉県	32	33	28
12:千葉県	28	25	20
13:東京都	28	18	17
14:神奈川県	41	33	31
15:新潟県	20	18	14
16:富山県	5	4	4
17:石川県	0	0	0
18:福井県	5	6	5
19:山梨県	6	5	5
20:長野県	7	7	6
21:岐阜県	11	9	9
22:静岡県	23	18	19
23:愛知県	23	21	21
24:三重県	15	12	13
25:滋賀県	10	11	11
26:京都府	9	10	7
27:大阪府	26	30	28
28:兵庫県	27	21	21
29:奈良県	13	13	13
30:和歌山県	4	3	3
31:鳥取県	1	1	1
32:島根県	7	14	11
33:岡山県	13	12	11
34:広島県	16	15	16
35:山口県	7	12	12
36:徳島県	7	7	8
37:香川県	2	1	1
38:愛媛県	11	8	7
39:高知県	6	6	7
40:福岡県	24	23	21
41:佐賀県	7	4	4
42:長崎県	6	3	2
43:熊本県	16	13	11
44:大分県	6	4	4
45:宮崎県	6	3	3
46:鹿児島県	14	18	16
47:沖縄県	6	8	9
	661	613	573

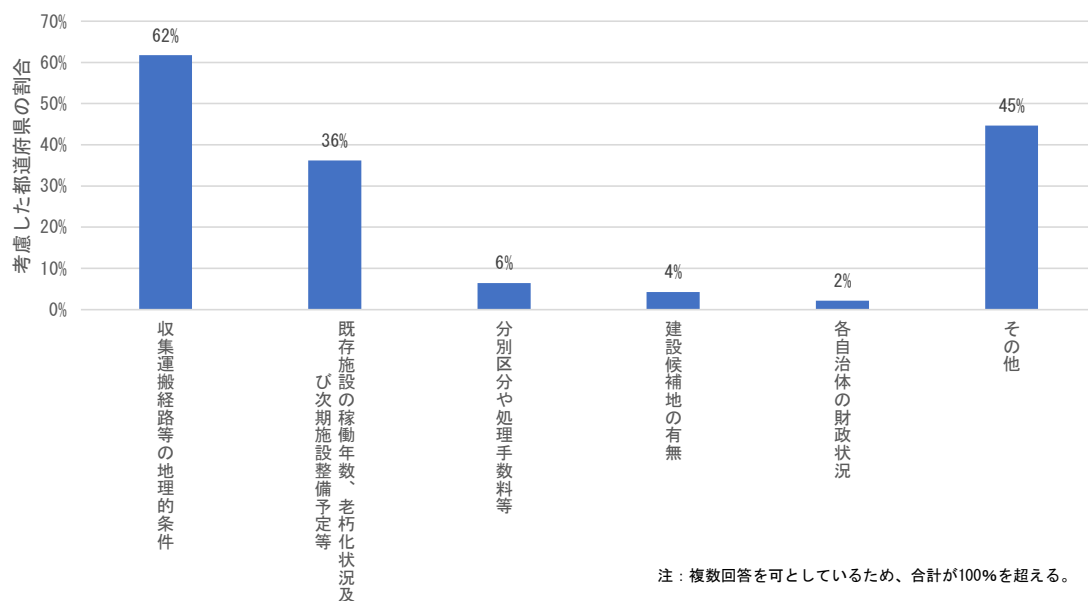
※廃止施設は除外

※処理対象廃棄物に「粗大」または「不燃」を含む施設を対象

(出所) 平成10年度、平成29年度、令和4年度一般廃棄物処理実態調査を元に作成

令和4年度に実施した「ごみ処理施設の広域化・集約化に係るアンケート調査」における、広域化・集約化計画における広域化ブロック区割り及び目標施設数の設定方法について、市町村の意向及び施設規模（300t/日以上、最低でも100t/日以上）以外に考慮した事項の都道府県回答結果を図2-8に示す。多くの都道府県において、収集運搬経路等の地理的条件や既存施設の稼働年数、老朽化状況及び次期施設整備予定等が考慮されている。

このような事項も考慮しながら、令和6年通知を機に、まずは主体となる都道府県が管内市町村と連携し、実効性の高い長期広域化・集約化計画を策定することが必要である。



その他の具体的な内容の例
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民の意見（県民意識調査の回答を参考とした）</li> <li>・ 一部事務組合等の既存の社会的つながり・枠組み、歴史的経緯等の社会的・経済的条件、地域の特性（経済圏・生活圏・主要道路の整備状況等）</li> <li>・ 各ブロックに中核市となる市が存在すること</li> <li>・ ごみ処理に係る各種施設の連携</li> </ul>

図2-8 広域化・集約化計画における広域化ブロック区割り及び目標施設数の設定方法について、市町村の意向及び施設規模以外に考慮した事項

## (2) 今後の広域化・集約化

現在、我が国の人口は減少局面に入っており、今後、国、地方公共団体の財政状況の逼迫、廃棄物処理に係る担い手の不足及び老朽化した廃棄物処理施設の増加等が予想される。こうした社会情勢下においても、持続可能な適正処理を確保できる体制の構築を進めていく必要がある。

同時に脱炭素化等も推進していく必要がある中、廃棄物処理システム全体からの温室効果ガスの排出削減や社会全体の脱炭素化への貢献を念頭に、今後、中長期的な視点で安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の在り方を検討することが必要である。その際、地域特性を考慮した積極的な民間活用の視点も重要である。

また、市町村、都道府県及び民間事業者が広域的に連携した災害時の廃棄物処理体制を構築し、災害時のごみ処理事業の継続性を確保することが必要である。

なお、更なる広域化・集約化の推進にあたっては都道府県の果たす役割が重要であり、都道府県の関与・連携による先進的な広域化・集約化の促進により、市町村等の取組を後押しすることが重要である。

### 【解説】

国立社会保障・人口問題研究所の中位推計（図2-9）によると、我が国の人口総数は、2023年の12,435万人（総務省「人口推計（2023年（令和5年）10月1日現在）」より）から、2040年には11,284万人、2060年には9,615万人に減少する見通しである。特に、生産年齢人口（15～64歳の人口）が、2023年の7,386万人から、2040年には6,213万人、2060年には5,078万人に減少する一方で、高齢化率（65歳以上の人口割合）は、2023年の29.2%から、2040年には34.8%、2060年には37.9%に増加する見通しであり、税収の減少及び社会保障費の増大等により、国、地方公共団体の財政状況が一層厳しくなるとともに、廃棄物処理に係る担い手の不足が予想される。

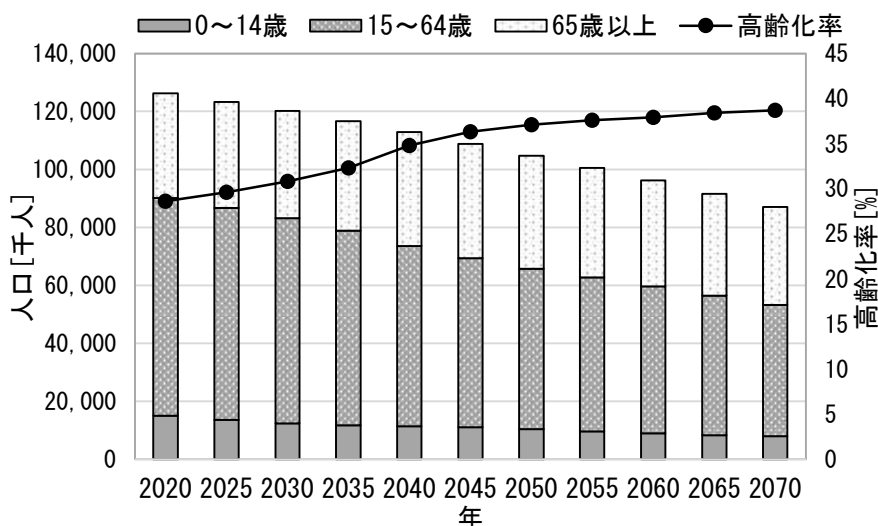


図2-9 人口及び高齢化率の将来推計

(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果を元に作成

また、ごみ総排出量（図2-10）は現状においても減少傾向にあるが、今後、人口の減少に加えて、廃棄物の発生抑制、再利用及び各種リサイクル法やプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）等に基づく再生利用・資源循環等の推進による効果もあり、更に減少すると見込まれる。このため、人口規模が大きい市町村を除いて、単独でのごみ処理を継続した場合、資源化率、エネルギーの回収・利活用及びごみ処理事業経費等の観点での非効率化が懸念される。将来にわたり持続可能な廃棄物の適正処理を確保するためには、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制を構築することが求められる。

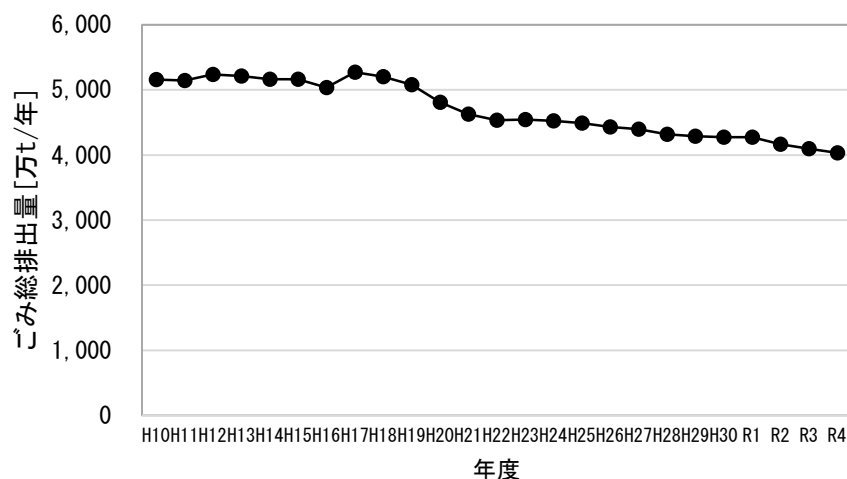


図2-10 ごみ総排出量の推移

(出所) 一般廃棄物処理実態調査を元に作成

さらに、廃棄物の処理工程等における温室効果ガスの排出削減が、廃棄物・資源循環分野における2050年カーボンニュートラルに向けて必要不可欠である。人口減少・少子高齢化が進行する状況を踏まえ、将来にわたり持続可能な適正処理を確保し、同時に脱炭素化等も推進していくためには、2050年頃までを見据えた更なる広域化・集約化の取組を重点的に進めることが重要である。その際、資源循環機能などを中心とした民間事業者への委託処理など、民間活用も広域化・集約化の1つの手段として考えられ、地域特性等によっては積極的な民間活用の視点も重要である。

加えて、近年、自然災害が激甚化・頻発化しており、「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成30年3月 環境省）では、地方公共団体に対して、災害が起きた時にどのように災害廃棄物を処理するかを事前に定めた災害廃棄物処理計画の策定を求めている。災害時のごみ処理事業の継続性を確保し、大量に発生する災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するためには、市町村、都道府県及び民間事業者が広域的に連携した災害時の廃棄物処理体制の構築が求められる。

このような状況を鑑み、中長期的な視点で安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の在り方を検討することが必要であり、その在り方の1つとして、広域化・集約化の推進が挙げられる。

## 2. 2 広域化・集約化の必要性

### (1) 持続可能な適正処理の確保

持続可能な適正処理を確保できる体制の構築を進めていくため、広域化・集約化による施設整備・維持管理の効率化、施設の長寿命化・延命化等を含めた維持管理や計画的かつ合理的な施設整備によるトータルコストの削減を図ることが必要である。また、他主体との連携等により、社会経済的な観点も含めて効率的な事業となるよう努めることが必要である。なお、削減した費用は3R等の資源循環の更なる推進や、CO<sub>2</sub>分離回収設備の導入など将来的に更なる脱炭素化への対応のために利用することも可能となる。

#### 【解説】

##### ○安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築

今後、人口減少に加えて、ごみの排出量の減少も見込まれる。そのような状況において、市町村単独でのごみ処理を継続した場合、資源化率、エネルギーの回収・利活用及びごみ処理事業経費等の観点での非効率化が懸念される。

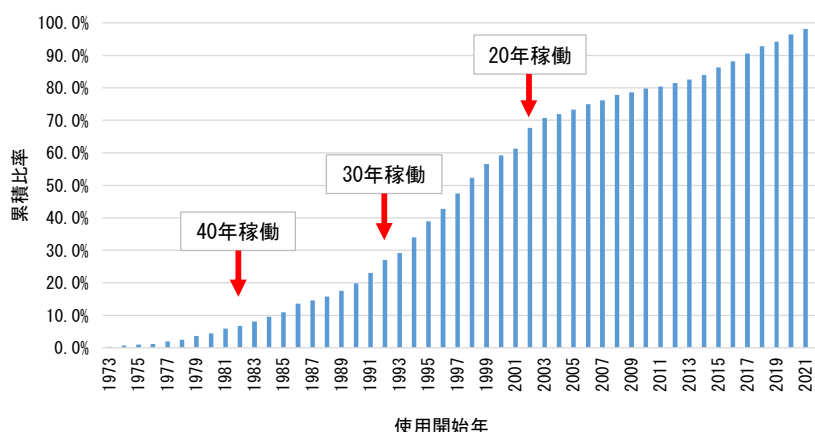
また、市町村の財政状況が一層厳しくなり、廃棄物処理に係る担い手不足も予想される中で、住民生活に不可欠な廃棄物処理を持続可能なものとするためには、より安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要がある。その中で、施設規模の適正化や、施設規模に応じた施設整備コストの適正化を推進するための中長期を見据えた対策を講じていく必要がある。

##### ○老朽化したごみ処理施設の更新

令和4年度に稼働中のごみ焼却施設の使用開始年度についての累積比率（＝各年度に稼働中の施設数／全施設数）を図2-11に示す。25年以上稼働しているごみ焼却施設が約半分を占めており、全国的にごみ焼却施設の老朽化が進んでいると推測される。このため、ごみ焼却施設の更新は喫緊の課題であると考えられる。

令和元年度より、循環型社会形成推進交付金交付取扱要領においても、エネルギー回収型廃棄物処理施設のうち、ごみ焼却施設の新設（更新を含む。）に係る事業について、交付対象事業の要件として、あらかじめごみ処理の広域化・施設の集約化について検討を行うことを求めている。このため、ごみ処理施設の更新にあたっては、持続可能な適正処理の確保に向けた広域化・集約化の検討が必要となっている。

また、令和6年3月には、令和6年通知のほか、「循環型社会形成推進交付金等に係る施設の整備規模について（通知）」及び「一般廃棄物焼却施設の整備に際し単位処理能力当たりの交付対象経費上限額（建設トン単価上限値）の設定による施設規模の適正化について（通知）」が発出されており、これらも踏まえながら、広域化・集約化、一般廃棄物焼却施設整備時の施設規模等の検討を進めていくこととなる（令和7年3月時点で「長期広域化・集約化計画策定支援事業」も循環型社会形成推進交付金の交付対象事業の1つとなっている。なお、長期広域化・集約化計画に沿って、次のいずれかを満たす先進的な広域化・集約化を行う場合は、交付率の嵩上げを行っている。①計画区域内の焼却施設を2施設以上廃止し、計画区域内の対象市町村を2市町村以上増加 ②計画区域内の廃止施設数と対象市町村増加数が合計して4以上）。



**図2-11 令和4年度に稼働中のごみ焼却施設の使用開始年度についての累積比率**  
 ※離島（北海道・本州・四国・九州・沖縄本島・佐渡島・淡路島・天草地域を除く島）の施設は除外  
 ※廃止施設、年間処理量がゼロの施設（実質稼働していない施設）は除外  
 （出所）令和4年度一般廃棄物処理実態調査を元に作成

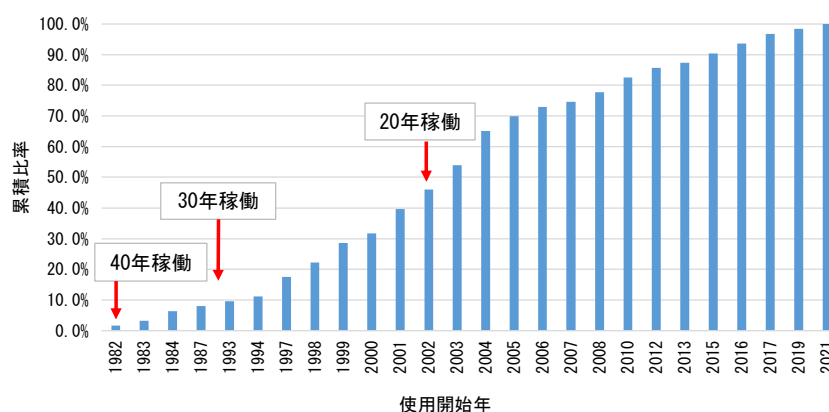
令和4年度に稼働中の資源化等を行う施設の累積比率を図2-12～図2-15に示す。ごみ堆肥化施設では、25年以上稼働している施設が約2割、20年以上稼働している施設は約4割を占めている。

プラスチック類の資源化等を行う施設では、25年以上稼働している施設が約1割、20年以上稼働している施設は約5割を占めている。

その他の資源化等を行う施設では、25年以上稼働している施設が約4割、20年以上稼働している施設は約7割を占めている。

不燃ごみ・粗大ごみ処理施設では、25年以上稼働している施設が約6割、20年以上稼働している施設は約8割を占めている。

ごみ堆肥化施設およびプラスチック類の資源化等を行う施設は比較的新しい施設が多いのに対して、その他の資源化等を行う施設及び不燃ごみ・粗大ごみ処理施設は、ごみ焼却施設と同様に老朽化が進んでいると推測される。



**図2-12 令和4年度に稼働中のごみ堆肥化施設の使用開始年度についての累積比率**  
 ※廃止施設は除外  
 （出所）令和4年度一般廃棄物処理実態調査を元に作成

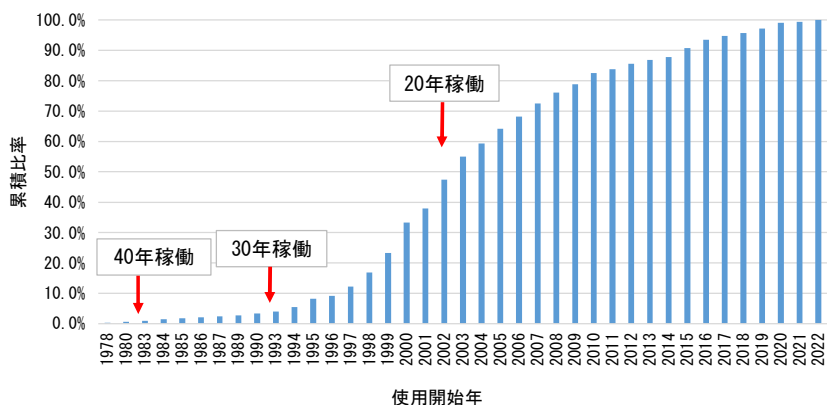


図 2-13 令和 4 年度に稼働中のプラスチック類の資源化等を行う施設の使用開始年度についての累積比率

※廃止施設及び施設区分が「ストックヤード」の施設は除外

(出所) 令和 4 年度一般廃棄物処理実態調査を元に作成

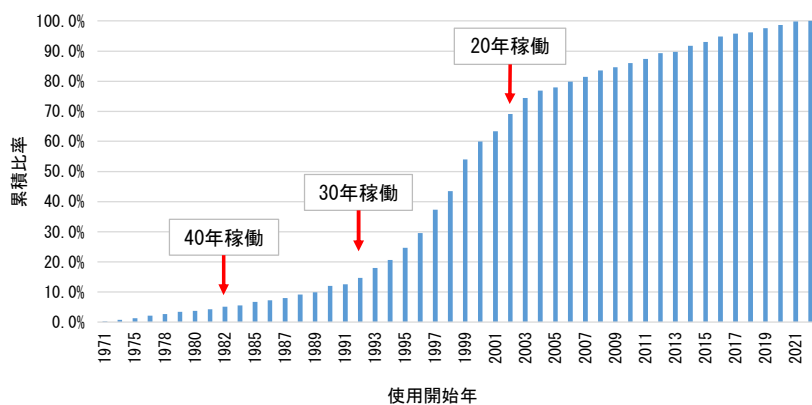


図 2-14 令和 4 年度に稼働中のその他の資源化等を行う施設の使用開始年度についての累積比率

※廃止施設は除外

(出所) 令和 4 年度一般廃棄物処理実態調査を元に作成

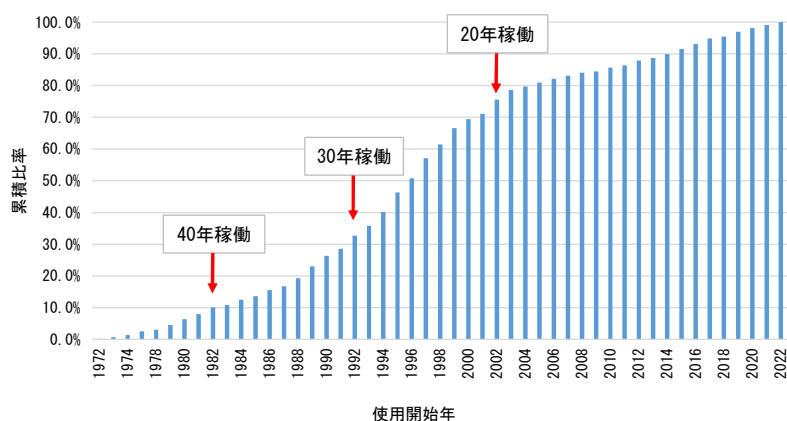


図 2-15 令和 4 年度に稼働中の不燃ごみ・粗大ごみ処理施設の使用開始年度についての累積比率

※廃止施設は除外

※処理対象廃棄物に「粗大」または「不燃」を含む施設を対象

(出所) 令和 4 年度一般廃棄物処理実態調査を元に作成

## ○ごみ処理事業経費の効率化

広域化・集約化により、施設整備費、処理費及び維持管理費等を削減でき、エネルギー回収施設においてはエネルギーの外部供給による収入の確保を図ることができる一方で、収集運搬費が増加する可能性がある。このため、広域化・集約化によるごみ処理事業経費の効率化を評価するにあたっては、ごみ処理事業全体での経費を把握した上で、定量的に評価することが求められる。

### a. 施設整備費の削減

広域化・集約化により、広域化・集約化に参画する市町村（以下「関係市町村」という。）全体ではごみ処理施設数が減少する一方で、ごみ処理施設当たりの処理能力は増加する。

「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き」（平成 18 年 7 月 環境省）では、“化学プラント建設工事の分野では、建設工事価格はプラント規模の 0.6 乗に比例するという経験則が良く知られている。”としており、同様にごみ処理施設の施設整備費にもスケールメリットが働くことが予想される。このため、処理能力の合計が等しい場合、小規模施設を複数整備するよりも、集約した施設を 1 施設整備する方が、施設整備費の総額はより安価になる。

### b. 処理費、維持管理費の削減

処理能力が小さい場合でも、ごみ処理施設の運転にはある程度の人員が必要であり、ごみ処理施設の必要人員数にはスケールメリットが働くことが予想される。このため、処理能力の合計が等しい場合、小規模施設を複数整備するよりも、集約した施設を 1 施設整備する方が、人件費を含む処理費や維持管理費の総額はより安価になる。

### c. エネルギーの外部供給による収入の確保

エネルギー回収施設においては、広域化・集約化により、廃棄物エネルギーを効率的に回収できるようになり、エネルギーの外部供給が可能となる。既に外部供給を行っている場合には、外部供給量が増加する。これにより、エネルギーの外部供給による収入を確保でき、ごみ処理事業の収支改善に寄与することができる。

### d. 収集運搬費の増加の可能性

ごみ処理施設の立地によっては、広域化・集約化に伴い収集運搬距離が増加し、収集運搬費が増加する市町村が出てくる可能性がある。このため、収集方式の工夫、中継施設の設置等を含め、効率的な収集運搬体制を構築する必要がある。



### ○都道府県や市町村の連携等による人材の確保及び技術の継承

廃棄物処理法第6条の2において、ごみ処理は市町村が責任をもって行うこととされている。近年では、ごみ処理事業の一部又は全部を民間事業者へ委託する事例も増えてきており、ごみ処理事業経費の削減を図ることができる一方で、市町村及び一部事務組合又は広域連合等（以下「組合等」という。）の職員がごみ処理事業への関与が少なくなることで、ごみ処理事業に対する知見を有した人材が少なくなり、これまで蓄積されてきた技術が活用・継承されなくなる懸念もある。

広域化・集約化により、市町村が連携した広域的な廃棄物処理体制を構築することで、市町村間での人事交流が見込まれるとともに、市町村及び組合等での技術系職員の雇用等といった市町村協働での人材確保が可能となり、人材の確保及び技術の継承が図られる。また、広域化・集約化を進める上で、市町村の助成を目的として、都道府県と市町村の間で法律に対する知識や技術の蓄積がある職員の交換派遣を行うことにより、市町村の職員に知識や技術の継承が図られるとともに、当該職員が窓口となることで、都道府県と市町村の間での情報交換が円滑になると考えられる。

さらに、後述する「表4-3 広域化・集約化の方式の概要」において民間活用も方式の1つとしているが、民間活用方式を選択する場合、民間事業者と市町村及び組合等が密に情報連携を行うことが重要である。

## (2) 気候変動対策・脱炭素化の推進

廃棄物処理施設の整備に当たっては、廃棄物処理システム全体からの温室効果ガスの排出削減や社会全体の脱炭素化への貢献を念頭に進めることが極めて重要である。ごみ処理施設の集約化・大規模化により、エネルギー消費量の低減やエネルギー回収施設におけるエネルギー回収効率の向上等を進めることが望まれる。

### 【解説】

気候変動問題は人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の1つである。「地球温暖化対策計画」（令和7年2月閣議決定）においては、2050年ネット・ゼロの実現に向けて、2035年度、2040年度に、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指すとされた。廃棄物の処理工程等における温室効果ガスの排出削減が、廃棄物・資源循環分野における2050年ネット・ゼロに向けて必要不可欠である。

### ○エネルギー回収効率の向上・十分なエネルギー回収量の確保

エネルギー回収施設においては、焼却処理で得られるエネルギー回収（発電・熱回収）・有効活用を通じた処理工程における温室効果ガスの排出削減が可能であり、今後、より高効率なエネルギー回収施設の整備が重要となる。

広域化・集約化により、エネルギー回収施設の処理能力が大きくなることで、エネルギーを熱として回収するだけでなく、廃棄物発電を導入し、電気として回収することも可能となる。エネルギー回収施設の処理能力が大きくなるほど、タービン発電機の効率の向上、放熱量の減少及び排水循環利用時のガス温度低下の抑制等により、廃棄物発電のごみ処理量あたり発電量は増加し（図2-16）、更なるエネルギー回収効率の向上や十分なエネルギー回収量の確保が可能となる。

なお、熱回収の高度化や、今後の技術開発の動向も踏まえて、将来的には、廃棄物の焼却により発生するCO<sub>2</sub>の回収・有効利用・貯留（Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage : CCUS）等の技術の導入により脱炭素化を推進することが期待される。

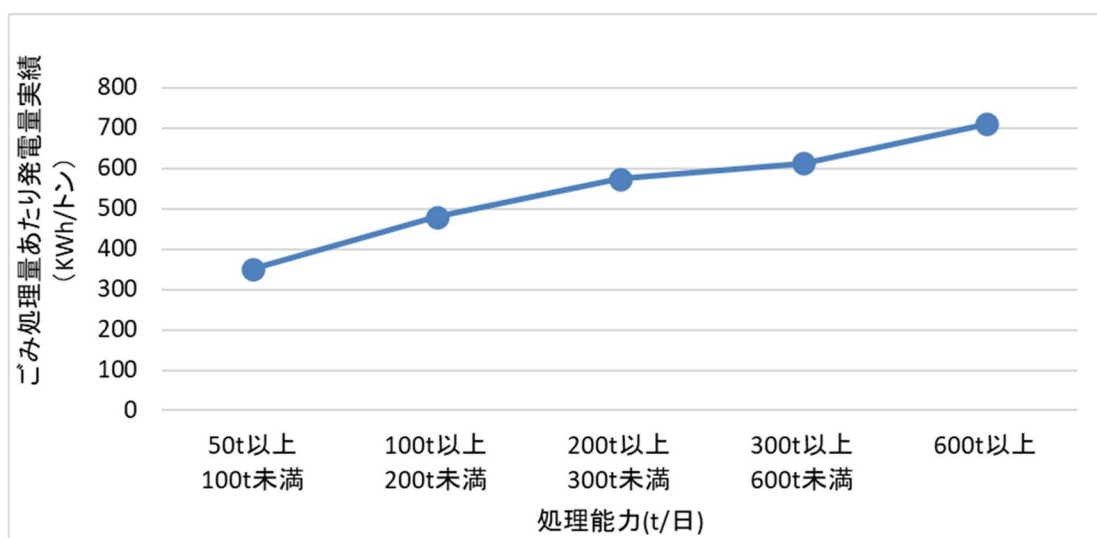


図 2 - 1 6 ごみ焼却施設の処理能力とごみ処理量あたり発電量の関係

※2016～2022 年稼働施設の平均

(出所) 令和 4 年度一般廃棄物処理実態調査を元に作成

### ○地域の特性に応じたエネルギーの回収・利活用

熱や電気として回収したエネルギーは、エネルギー回収施設の場内で利用する他、余剰分を外部に供給することもできる。エネルギーを電気として供給する場合、近隣に需要先がなくても、送電線に接続することにより、遠方への供給が可能となる。一方で、エネルギーを熱として供給する場合、遠方への供給は困難となるが、近隣に熱需要先が存在する条件では、効率の高いエネルギー利活用が可能となる。

また、産業施設における大規模熱利用やメタンガスの都市ガス原料利用などの地域の特性に応じた効果的なエネルギー回収技術の導入により、温室効果ガス排出削減が可能となるため、立地選定の段階からこれらを考慮した広域化・集約化が必要である。

これらにより、地域の特性も踏まえつつ、最適な形で廃棄物エネルギーを効率的に回収し利活用することで化石燃料の使用量を削減し、温室効果ガス排出量の削減に資することができる。

### ○ごみ処理施設の省エネルギー化

広域化・集約化により、ごみ処理施設が大規模化することで、スケールメリットによる施設の省エネルギー化が図られる。

### (3) 資源循環の強化

3R+Renewable をはじめとする資源循環の強化のためには、広域化・集約化による素材・原料等の一定量の確保や選別・再資源化技術の高度化・高効率化が期待される。

また、廃棄物系バイオマスを広域的に収集することにより、マテリアル利用やエネルギー利用に必要な量が確保されることが期待される。さらに、生ごみやし尿を下水汚泥等とあわせてメタン発酵するなど、機能を集約した統合処理により、効率的な利活用や費用の削減が可能となる。

#### 【解説】

#### ○広域化・集約化による量の確保

一般廃棄物の処理についても 3R+Renewable をはじめとする資源循環の強化が必要不可欠である。その際、適正処理を前提に、収集・回収から循環・再生利用、処分まで処理システムを一体的に捉えることが重要である。

プラスチックを含め、各素材の資源循環を強化すべく、少量多品種にわたる未利用廃棄物の地域での資源循環の体制を確立するためには、素材・原料等の一定量の確保のみならず、選別や再資源化技術の高度化・高効率化等の観点が重要である。その際、一地方自治体では十分な資源循環が困難な場合、需要に応じた適切な範囲での広域的な収集や、集約化によるごみ処理施設の大規模化も、効率的な収集運搬等についてあわせて検討が必要ではあるものの、量の確保に向けた手段の1つとなりうる。

#### ○廃棄物系バイオマスの利活用

生ごみ、木質系廃棄物、し尿処理汚泥、浄化槽汚泥等の廃棄物系バイオマスは、需要に応じた適切な範囲で広域的に収集することで、一定量を安定的に確保することができ、収益性が向上することにより、マテリアル利用・エネルギー利用が可能となる。廃棄物系バイオマスの種類と利用用途を図2-17に示す。このうち、生ごみ等食品廃棄物、農業残さ及び木質系廃棄物には、一般廃棄物に該当するものも含まれる。

廃棄物系バイオマスの分布状況には、種類毎に地域的偏りがあるが、これらを広域的に連結することにより、各地域が“地域資源を活かし、自立・分散型の社会を形成”し、“地域の特性に応じて補完し、支え合う”という地域循環共生圏を始めとする地域循環システムの構築に資することができる。

近年では、分別収集された生ごみ等を処理対象とする湿式のメタンガス化施設に加え、可燃ごみとして収集された生ごみ等を機械選別する乾式のメタンガス化施設と廃棄物焼却施設とを併設したコンバインド（ハイブリッド）方式の施設も整備されている。また、発生したメタンガスについては発電利用のほか、一部地域では都市ガス原料への利用もなされている。このようなメタン発酵や燃料化といった廃棄物系バイオマスの利活用などは、地域の特性に応じた効果的なエネルギー回収技術の導入等の取組を促進することが求められるが、集約化により廃棄物系バイオマスからのエネルギー回収の効率化を図ることが可能になる。

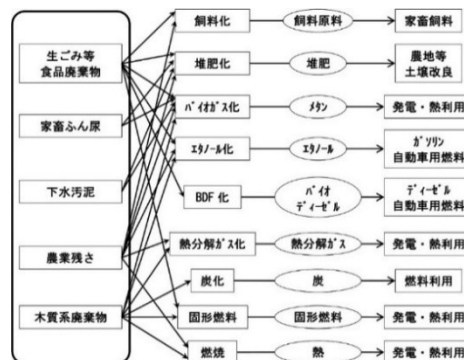


図2-17 廃棄物系バイオマスの種類と利用用途

#### (4) 災害対策の強化

災害時の広域的な廃棄物処理体制の確保に努めることが望まれる。  
また、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保することで、地域の防災拠点として、自立分散型の電力供給や熱供給等の役割も期待できる。

##### 【解説】

##### ○広域的な廃棄物処理体制の構築による災害時のごみ処理事業の継続性の確保

災害の規模によっては、大量に発生した廃棄物の処理を被災した市町村が所属する組合等と連携しながら行うことには限界があるため、国や都道府県等との実効性を伴った広域的な災害廃棄物処理体制を構築することにより、災害時にごみ処理施設の稼働が困難となった場合においても、連携関係にある施設での受入が可能となり、ごみ処理事業を継続し、速やかな災害廃棄物処理を実施することができる。特に、ごみ処理施設を集約した場合には、広域的な災害廃棄物処理体制の構築は重要と言える。

「災害廃棄物対策指針（改定版）」では、地方公共団体に対して、災害が起きた時にどのように災害廃棄物処理するかを事前に定めた災害廃棄物処理計画の策定を求めている。このため、都道府県及び市町村においては、災害廃棄物処理計画の内容を踏まえて、災害廃棄物処理体制を構築することが求められる。具体的な方策としては、市町村間、都道府県間、民間事業者等との災害時のごみ処理の融通に係る災害支援協定の締結等が挙げられる。都道府県と全ての市町村及び組合等で災害時の相互支援協定を締結し、災害の発生に起因して一般廃棄物の収集運搬及び処理に支障が生じた場合、他の市町村及び組合等に応援を要請できる体制を構築している都道府県も見られる。

##### ○施設やシステムの強靱化に対する投資の重点化

ごみ処理施設を集約した場合、整備する施設数が削減されるため、施設やシステムの強靱化に対する投資を重点化できる。

施設やシステムの強靱化の内容としては、地震対策としての建物の耐震化・免震化等、津波、洪水、高潮対策としての防潮壁・防潮扉の設置や新設時の盛土による地盤高さの調整等が挙げられる。また、災害に備えて、広域的な防災拠点としての活用を見据え、避難所、災害対策の拠点、防災備蓄基地として準備することや電力消失時でも自立稼働が可能となるよう非常用発電機を設置すること等が挙げられる。

#### (5) 地域への多面的価値の創出

社会インフラとしてのごみ処理施設の機能を一層高め、地域の特性や循環資源の性状等に応じて、多種多様な地域循環共生圏の形成による地域活性化の観点から、地域に多面的価値を創出する廃棄物処理システムを構築していくことが重要である。

#### 【解説】

「廃棄物処理施設整備計画」では、今後の施設整備に当たり、「生活環境の保全及び公衆衛生の向上という観点にとどまらず、人口減少・少子高齢化等の社会状況の変化や地域の課題、激甚化・頻発化する災害に対応し、廃棄物処理施設の地域社会インフラとしての機能を一層高めることで、適正処理の確保を前提としつつ、多種多様な地域循環共生圏の形成による地域活性化の観点から、地域に多面的価値を創出する廃棄物処理施設の整備を進めることが重要である。」としている。

地域への多面的価値の創出の具体例を表2-8に示す。また、多面的価値の創出の1つである廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合を図2-18に示す。この割合は「廃棄物処理施設整備計画」の指標の1つともなっているが、徐々に上昇傾向にある。

ごみ処理施設を集約化・大規模化することで、スケールメリットにより資源化率及びエネルギー回収率の高効率化が図られるとともに、施設への投資を重点化でき、各種機能をより高度化することができる。

表 2-8 地域への多面的価値の創出の具体例

処理施設が提供する機能例	地域への多面的価値の創出パターン例※	地域に生み出される価値例	具体例
① 地域にエネルギーを供給する	地域のエネルギーセンターとしての活用	<u>環境的価値</u> ● 地域の脱炭素化 <u>経済的価値</u> ● エネルギー代金の域外流出の削減 ● 事業活動における環境価値の向上 <u>社会的価値</u> ● 災害時のエネルギー供給拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 廃棄物発電により回収した電力及び排熱を隣接する公共施設や温浴施設に供給。</li> <li>● 廃棄物発電により回収した電力を市町村も出資する地域新電力に供給し、太陽光等も含めたエネルギーの地産地消と地域での経済循環を図る。</li> <li>● 停電時に隣接する公共施設等にエネルギーを供給し、災害時等でも重要な業務継続を図る。</li> </ul>
	② 地域に資源を提供する	廃棄物エネルギーを利用した産業振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 廃棄物発電のタービン排熱を隣接する都市ガス工場における液化天然ガスを気化させるための熱源として供給。</li> <li>● 排熱や焼却排ガスから分離・回収したCO<sub>2</sub>を隣接する農業施設に供給。</li> </ul>
③ 地域から資源を回収する	地域・社会の資源循環を支える基盤的施設としての展開	<u>環境的価値</u> ● 地域の資源循環の強化 <u>経済的価値</u> ● 地域産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 徹底した分別を行うことで、焼却処理に頼らない低コストのごみ処理方式を構築し、SDGs型リサイクル地域経営を実施。</li> <li>● 生ごみ等から回収したバイオガスを隣接する都市ガス事業者へガス原料として供給。</li> </ul>
	リユース拠点としての活用	<u>環境的価値</u> ● 地域の資源循環の強化 <u>社会的価値</u> ● コミュニティの維持・創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>● フリーマーケット等の定期的なイベントを通して、廃棄物処理施設を核とした地域の賑わい創出。</li> </ul>
④ 場や空間を提供する	災害時の防災拠点としての活用	<u>社会的価値</u> ● 地域の防災拠点の創出 ● コミュニティの維持・創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ごみ焼却施設を指定避難所に位置づけ、地域防災計画にも明記。災害時に避難可能なスペース及び防災備蓄品（生活用品、衛生用品、水、食料品）を備えるとともに、非常用電源による施設への電力供給とプラントの立ち上げを可能とする。</li> </ul>
	環境教育・環境学習の場の提供	<u>社会的価値</u> ● 環境教育・学習の場	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ごみ焼却施設に隣接した環境学習施設を整備。</li> </ul>

※廃棄物処理施設整備計画での多面的価値を創出する施設の例示に基づき記載。

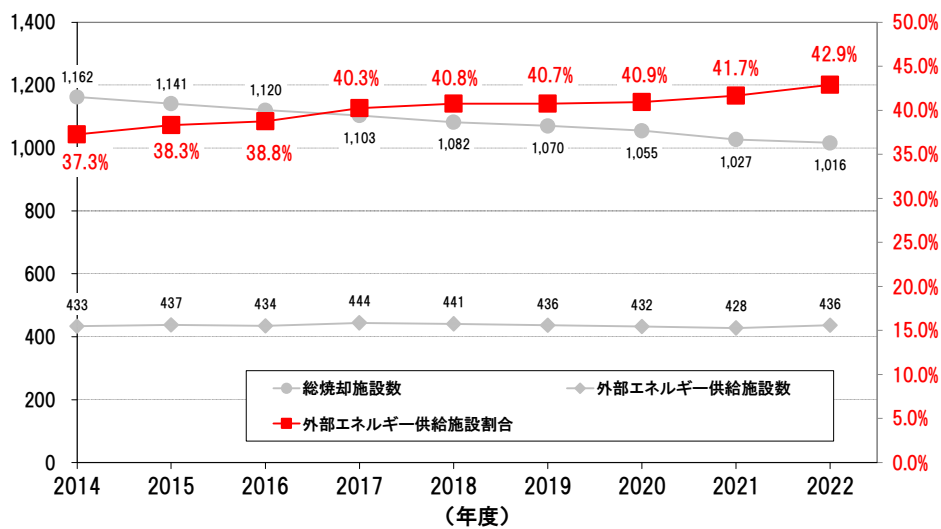


図 2 - 1 8 廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合

$$\text{外部エネルギー供給施設割合 (\%)} = \frac{\text{外部エネルギー供給施設数}^{\ast 1}}{\text{総焼却施設数}^{\ast 2}}$$

※ 1 : 余熱利用の状況として「外部」を含む施設数に、「外部」を含まないものの売電量に 0 以外の数値がある施設数を追加

※ 2 : 廃止施設を除く

(出所) 一般廃棄物処理実態調査を元に作成



### 3. 広域化・集約化に向けた取組の流れ及び各主体の役割

#### 3. 1 取組の流れ及び取組の主体

令和6年通知発出以降の広域化・集約化に向けた取組の流れ及び取組の主体を示す。  
都道府県及び市町村の状況を踏まえ、適宜必要な取組を進めることが求められる。

#### 【解説】

令和6年通知発出以降の広域化・集約化に向けた取組の流れ及び取組の主体を図3-1に示す。

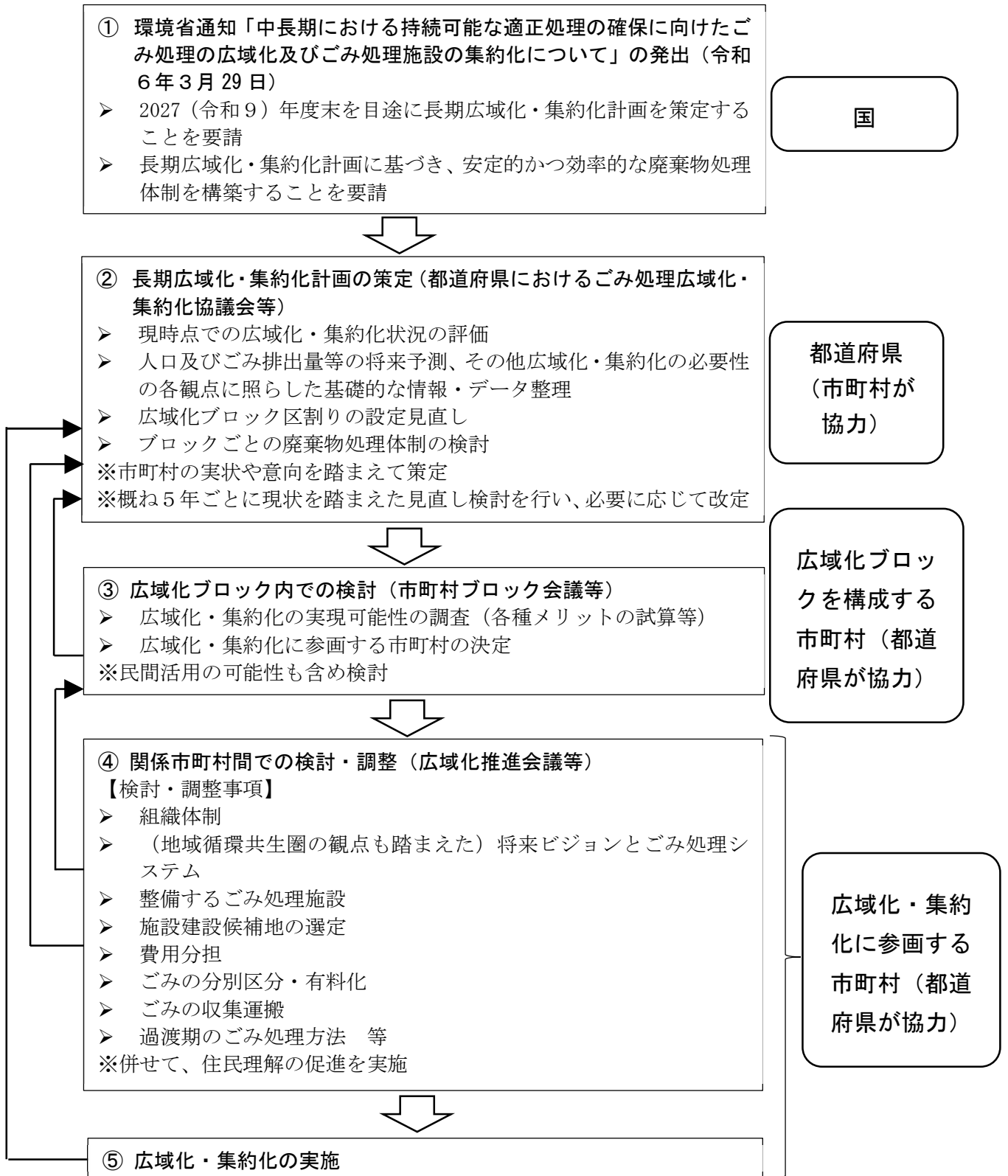


図3-1 広域化・集約化に向けた取組の流れ及び取組の主体

### 3. 2 広域化・集約化を進める上での各主体の役割

広域化・集約化を進める上で、都道府県、市町村及びコンサルタントがそれぞれの役割を果たしながら連携して取組を進めていくことが望まれる。

#### 【解説】

広域化ブロック内での検討及び関係市町村間での検討・調整は、市町村が主体となって実施することとなるが、広域化・集約化を推進するためには、都道府県の積極的な関与が求められる。また、必要に応じて対象地域のごみ処理の現状や広域化・集約化の背景について知識を有するコンサルタントの協力を得ることも有効である。

#### ○都道府県の役割

広域化・集約化を進める上での都道府県の役割について、「担うべき役割」と「担うことが望ましい役割」に分けて、表3-1に整理する。

表3-1 広域化・集約化を進める上での都道府県の役割

分類	役割
都道府県が担うべき役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 長期広域化・集約化計画の策定（現時点での広域化状況の評価、人口及びごみ排出量等の将来予測及び広域化・集約化の必要性の各観点に照らした基礎的な情報・データ整理、広域化ブロック区割りの設定見直し、ブロック毎の廃棄物処理体制の検討）</li> <li>➤ 都道府県の主導による広域化・集約化の枠組み構築</li> <li>➤ 市町村の情報共有・意見交換の場の設定</li> <li>➤ 広域化・集約化の進行管理 （ブロック毎の施設整備の進捗状況、過渡期の対応等の把握）</li> <li>➤ 広域化・集約化を進めるための技術的助言 <ul style="list-style-type: none"> <li>・法律上の助言、各種届出・手続きへの助言</li> <li>・循環型社会形成推進地域計画の作成への助言</li> <li>・地域還元事業への助言 等</li> </ul> </li> <li>➤ 市町村間の調整への積極的な関与 <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域化ブロック内及び関係市町村間での会議への出席</li> <li>・住民説明会等への出席 等</li> </ul> </li> <li>➤ 交付金申請への対応</li> </ul>
都道府県が担うことが望ましい役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 広域化・集約化を進めるための人材支援 （市町村、組合等への技術系職員の派遣等）</li> <li>➤ 広域化・集約化を進めるための財政支援 （独自の財政支援制度の創設等）</li> <li>➤ 広域化・集約化に対する都道府県民の理解の促進</li> <li>➤ 広域化・集約化の推進のための国に対する提案</li> </ul>

### ○市町村の役割

長期広域化・集約化計画の策定は都道府県の所掌であるが、より実効性の高いものとするため、市町村の実状及び意向を反映した計画とする必要がある。このため、市町村においては、都道府県の長期広域化・集約化計画の策定に協力することが求められる。

また、長期広域化・集約化計画策定後の広域化ブロック内での検討及び関係市町村間での検討・調整は、都道府県と連携しながら、市町村が主体となって実施することが求められる。

### ○コンサルタントの役割

広域化・集約化を進める上で、コンサルタントに委託できる業務としては、各種構想・計画（長期広域化・集約化計画（都道府県が作成）、一般廃棄物処理基本計画、廃棄物エネルギー利活用計画、一般廃棄物処理施設整備計画、一般廃棄物処理広域化計画、循環型社会形成推進地域計画（以上、市町村及び組合等が作成））等の策定支援及び広域化・集約化を実施することによる各種メリット（コスト、脱炭素化効果、資源循環性、災害対策効果、地域への多面的価値等）の試算等が挙げられる。

地方公共団体においては、コンサルタントからの提案等も踏まえた上で、広域化・集約化等も含めて、廃棄物処理体制を検討することが望まれる。特に、人口規模が小さい地方公共団体では、ごみ処理事業を担当する職員が少ないと考えられるため、コンサルタントを有効活用することにより、広域化・集約化を推進することが可能となる。

## 4. 長期広域化・集約化計画の策定

長期広域化・集約化計画の策定においては、以下の点に留意して作成すること。

- ・計画策定主体
- ・現時点での広域化・集約化状況の評価
- ・人口及びごみ排出量等の将来予測及び広域化・集約化の必要性の各観点に照らした基礎的な情報・データ整理
- ・広域化ブロック区割りの設定見直し
- ・ブロック毎の廃棄物処理体制の検討
- ・計画の進行管理

### 【解説】

長期広域化・集約化計画の策定が都道府県の所掌である一方で、実際に一般廃棄物について処理体制を検討・構築し、処理を実施することは、廃棄物処理法において市町村の責務とされていることから、都道府県が策定した計画に沿って広域化・集約化が進まない事例も多数見られている。このことから、長期広域化・集約化計画をより実効性の高いものとするため、都道府県と市町村が密に連携し、市町村の実状及び意向を反映した計画を策定することが求められる。

ここで、広域化ブロック区割りの設定見直しに先立ち、都道府県と市町村で広域化・集約化の必要性(持続可能な適正処理の確保、気候変動対策・脱炭素化の推進、資源循環の強化、災害対策の強化、地域への多面的価値の創出)に対する認識を共有し、都道府県内のごみ処理施設整備の基本的方向性について合意形成を図っておくことが望まれる。その上で、広域化ブロック区割りを設定し、ブロック毎の廃棄物処理体制を検討することで、都道府県と市町村が一体となり、広域化・集約化に取り組むことができると考えられる。

加えて、都道府県においては、長期広域化・集約化計画を策定した後も、計画に基づき広域化・集約化が進むように、市町村に必要な技術的助言を行い、市町村の総合調整に関与する等、積極的な関与が求められる。

### 4. 1 計画策定主体

#### ○都道府県の役割

基本方針において、都道府県は、一般廃棄物の処理に関する市町村の責務が十分果たされるように必要な技術的助言を与えるよう努めるものとしている。その際、廃棄物処理の広域化に当たっては、区域内の市町村等の関係機関との調整等の推進に努めるものとしている。

このことに鑑み、都道府県が主体となり、「ごみ処理広域化・集約化協議会」を設置した上で、管内市町村と密に連携して長期広域化・集約化計画を策定することとしている。この長期広域化・集約化計画は廃棄物処理法第5条の5において基本方針に即して都道府県が策定することとされている廃棄物処理計画の一部に該当するものであり、具体的には第2項第3号「一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項」のうち環境省令で規定される「一般廃棄物の広域的な処理に関する事項」に該当する内容となる(⇒詳細については4. 4「○ごみ処理広域化・集約化協議会の設置」を参照のこと)。

#### ○都道府県の総合調整による長期広域化・集約化計画に基づく取組の推進

長期広域化・集約化計画に基づき取組を推進するに当たっては、広域的かつ計画的にごみ処理施設の整備が進むよう、都道府県が市町村の総合調整を行うこととしている。なお、市町村が一般廃棄物の処理に関する事業を実施するに当たっては、長期広域化・集約化計画との整合性に留意する必要がある。

#### ○都道府県廃棄物処理計画との関係性

長期広域化・集約化計画は都道府県廃棄物処理計画の一部として位置づけられるため、廃棄物処理法第5条の5に基づく都道府県廃棄物処理計画の中に上記事項と同等の内容が含まれている場合についても、長期広域化・集約化計画が策定されているものとみなすことができる。

ただし、都道府県廃棄物処理計画の中に長期広域化・集約化計画を内包する場合には、目次構成や計画の位置づけ等でそれが明確に分かるようにするとともに、単独計画として長期広域化・集約化計画を策定する場合と同等の内容を入れ込む必要がある。

#### 4. 2 現時点での広域化・集約化状況の評価

新たに長期広域化・集約化計画を策定するに当たっては、現時点での前回策定の広域化・集約化計画のごみ処理施設数の推移やブロックごとの進捗状況等を評価し、その結果を反映する。

具体的には、平成9年通知以降から現時点までの取組内容と紐づく効果（施設数の変化等）を長期広域化・集約化計画内に明示する必要がある。

#### 4. 3 人口及びごみ排出量等の将来予測及び広域化・集約化の必要性の各観点に照らした基礎的な情報・データ整理

##### ○2050年度を見据えた将来予測

廃棄物処理施設は、整備後数十年にわたり地域において継続使用・管理されるものであることを踏まえ、現在の廃棄物処理の状況を把握しつつ、2050年度までの人口及びごみ排出量等を予測し、考慮した上で、計画策定を行う。

また、長期広域化・集約化計画には、人口及びごみ排出量等の算出方法並びに広域化ブロック区割りの設定も踏まえた2050年度までの施設数の変遷についても記載する。

##### ○人口・ごみ排出量の予測の詳細

人口の予測に関しては、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」を参考にするなど、都道府県が策定する他の計画との整合にも留意する必要がある。

また、ごみ排出量の予測に関しては、将来の人口予測と1人1日当たりのごみ排出量の将来目標等から算出する方法がある。

### ○広域化・集約化の必要性の各観点に照らした基礎的な情報・データ整理

2. 2に示した通り、広域化・集約化は、トータルコストの縮減等による持続可能な適正処理の確保にとどまらず、気候変動対策・脱炭素化の推進、資源循環の強化、災害対策の強化、地域への多面的価値の創出などの観点でも必要とされるものであり、広域化・集約化の過程においては、これらの観点を統合的に実現していく視点が欠かせない。

「第五次循環型社会形成推進基本計画」（令和6年8月）では、地方公共団体に期待される役割として、「多種多様な地域の循環システム構築と地方創生の実現のためには、地方公共団体が中核となって、地域における循環資源・再生可能資源・ストック資源の状況を分析し、住民、事業者、NPO・NGO、有識者等と連携する仕組みを構築し、地域の特性に応じて、循環資源を各地域・各資源に応じた最適な規模で循環させる仕組みづくりを主導していくことが求められる」、「廃棄物処理施設等を整備する際には、地域の様々なステークホルダーの参加を得て、ごみの組成や排出量の将来に向けた推移を踏まえた上で必要な取組を検討し、地域における廃棄物エネルギーの利活用に関する計画の策定を含め、地域の脱炭素に貢献する廃棄物処理システムの構築を進めることが重要である」としている。

これを踏まえ、都道府県は長期広域化・集約化計画の策定に向けて、地域における循環資源・再生可能資源・ストック資源の状況や、脱炭素化・資源循環の観点も踏まえた循環資源や廃棄物エネルギーの利活用用途（需要）の状況について、可能な範囲で広域的な関連データの収集及び整理を行い、都道府県内の各地域の特性に応じた廃棄物処理システムの構築可能性を、この段階で市町村とともに一度意見交換をすることが望ましい。ただし、都道府県のみでこれを実施するにはデータが不足する可能性も十分考えられるため、その場合は市町村からデータの共有を行うことが望ましい。

表4-1 循環資源となりうる廃棄物や、廃棄物エネルギー等として利活用可能な生成物の例

地域における循環資源・再生可能資源・ストック資源の例	生成物の例	廃棄物エネルギーの利活用先の例
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみ（食品廃棄物）</li> <li>・廃プラ</li> <li>・草木類</li> <li>・し尿・浄化槽汚泥</li> <li>・下水汚泥</li> <li>・家畜ふん尿</li> </ul> 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気</li> <li>・熱</li> <li>・燃料</li> <li>・飼料</li> <li>・堆肥・液肥</li> </ul> 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工場（化学、セメント、鉄鋼、非鉄、パルプ・紙等）</li> <li>・農林水産業（林業、耕種農業、畜産農業、水産業）</li> <li>・電気・ガス・熱供給事業</li> <li>・交通機関</li> </ul> 等

#### 4. 4 広域化ブロック区割りの設定見直し

##### ○広域化ブロック区割りの設定の見直しの際の留意点

4. 2及び4. 3で評価・検討した結果をもとに、災害廃棄物処理体制、これまでの広域化の進捗状況、市町村合併の状況等を考慮し、広域化ブロック区割りの設定の見直しを行う。

- ◆過去に策定した広域化計画に基づいて広域化を達成したブロック  
広域化・集約化の進捗状況を評価し、更なる広域化・集約化の可能性について検討
- ◆広域化が未達成であったブロック  
その原因を分析した上で、将来人口の見込みやブロック区割りの再構築も含めて検討  
※必要に応じて都道府県境を超えた広域化・集約化についても考慮する。

都道府県をまたいで一部事務組合を設立している広域化・集約化の事例を以下に示す。

表4-2 都道府県をまたいで一部事務組合を設立している広域化・集約化の事例

組合名	構成市町村名	組合設立年月	保有施設・立地場所・使用開始年度	備考
豊中市伊丹市 クリーンランド	大阪府豊中市・ 兵庫県伊丹市	昭和36 年3月	豊中市伊丹 市クリーン ランドごみ 処理施設 豊中市 平成28年度	前施設は40年 超運転
枚方京田辺環 境施設組合	大阪府枚方市・ 京都府京田辺市	平成28 年5月	(可燃ごみ 広域処理施 設) 京田辺 市 建設中	
猪名川上流広 域ごみ処理施 設組合	兵庫県川西市・ 猪名川町・ 大阪府豊能町・ 能勢町	平成12 年8月	国崎クリ ンセンター 川西市 平成20年度	
北設広域事務 組合	愛知県設楽町・ 東栄町・豊根 村・ 長野県根羽村	昭和45 年6月	中田クリ ンセンター 東栄町 平成4年度	現在は中継施 設として運用
津南地域衛生 施設組合	新潟県津南町・ 十日町市・ 長野県栄村	昭和41 年8月	津南地域衛 生施設組合 ごみ処理場 津南町 平成4年度	
筑紫野・小 郡・基山清掃 施設組合	福岡県筑紫野 市・小郡市・ 佐賀県基山町	昭和56 年4月	クリーンヒ ル宝満 筑紫野 市 平成20年度	
大牟田・荒尾 清掃施設組合	福岡県大牟田 市・ 熊本県荒尾市	昭和60 年3月	大牟田・荒 尾RDFセン ター 大牟田 市 平成14年度	新ごみ処理施 設整備予定

なお、人口の多い都市については、地域の中核となり、積極的に周辺市町村と協力して広域化・集約化を推進することが望ましい(⇒4. 5 表4-3「③大都市受入」を参照のこと)。



## ○ごみ処理広域化・集約化協議会の設置

都道府県における現状の広域化状況の評価を踏まえたブロック区割り及び4. 3のブロック内の施設整備の方向性（2050年度までの人口及びごみ排出量等を踏まえた施設数の変遷）については、都道府県と都道府県が構想するブロック区割りのメンバーからなるごみ処理広域化・集約化協議会<sup>\*</sup>を設立し合意を得た上で、都道府県の長期広域化・集約化計画へ反映することとし、同協議会はブロックごとでの広域化・集約化に係る詳細な議論やその後の進捗確認・フォローアップの役割も担うものとする。

ただし、都道府県が管内市町村を全て含めた形で議論の上、ブロック区割りの案を作成する場合などにおいては、これに代替することが可能であり、都道府県の取組方針に応じた柔軟な対応を可能とする。

また、ごみ処理広域化・集約化協議会には、都道府県からの要請等に応じて環境省もオブザーバーとして参加できるものとする。

<sup>\*</sup>ごみ処理広域化・集約化協議会は、地方自治法に定めのある協議会と同旨ではない。なお、地方自治法における協議会とは、地方自治法の規定に基づき、普通地方公共団体が、事務の一部を共同して管理・執行するため、協議により規約を定めて協議会を設けることができるものであり、規約の協議について関係地方公共団体の議会の議決を要するものである。

## 4. 5 ブロックごとの廃棄物処理体制の検討

### ○ブロックごとの廃棄物処理施設の整備計画の検討

築年数が異なる複数の既存施設の集約化の可能性も考慮し、集約する施設間の更新時期を合わせるために長寿命化・延命化等を含めた施設整備の最適化<sup>\*</sup>の検討を行うことが極めて重要である。

※このように、集約する施設間の更新時期を合わせることを「更新時期同期化」と呼ぶ。

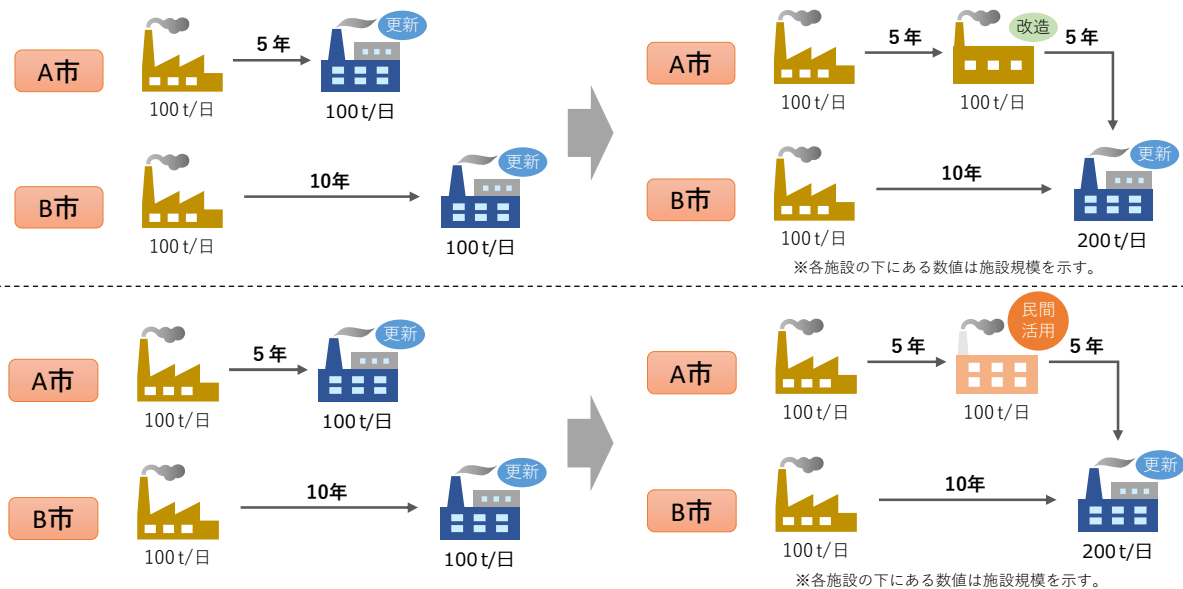


図4-1 ごみ焼却施設における更新時期同期化のイメージ

また、施設の集約化については、新施設の整備あるいは既存施設の更新（以下「更新」という。）時のみならず、長寿命化・延命化のための基幹的設備改良（以下「改良」という。）時においても実施可能である。例えばA市とB市の施設で広域化・集約化を検討する場合、以下のようにそれぞれの施設を改良あるいは更新するよりも、A市の施設の余剰処理能力を最大限活用しつつA市の施設に集約化<sup>\*</sup>させることで、トータルコストの縮減や温室効果ガス排出量の削減等が可能となり、結果として効率的な施設整備にもつながる。

このような選択肢も含め、ブロックごとの廃棄物処理施設の整備計画について検討する。  
<sup>\*</sup>このように、改良時における余剰処理能力を活用した施設の集約化を「余力活用」と呼ぶ。

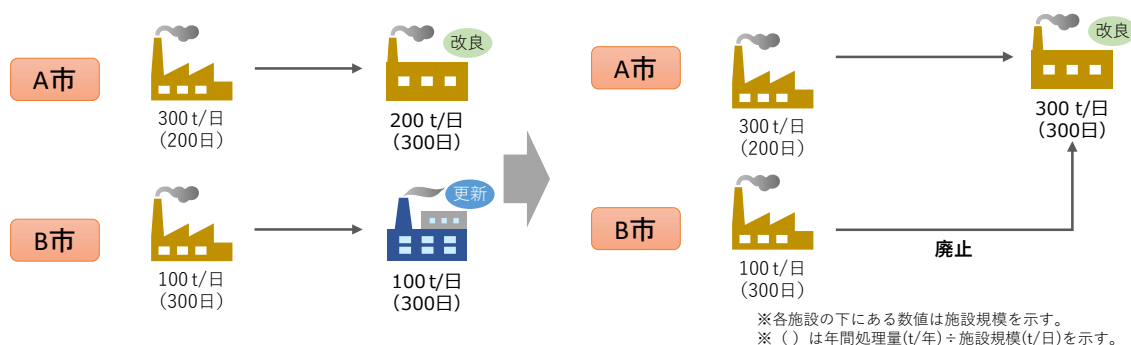


図4-2 ごみ焼却施設の長寿命化・延命化における余剰処理能力の最大限の活用（余力活用）のイメージ

#### ○ブロックごとの廃棄物処理体制の検討

家庭系一般廃棄物の処理のみならず、事業系一般廃棄物等の処理や汚泥再生処理センター等による処理も含め、廃棄物の資源化・資源循環の強化、エネルギー回収・利活用を最大限に進めつつ、収集運搬を含めた廃棄物処理全体を安定的・効率的に行う観点から検討を行う。そのために、各ブロック内での望ましい収集体制を検討し、それに応じた処理方法・処理施設をブロック内として定めた上で、長期広域化・集約化計画に記載する。

なお、広域化・集約化による収集範囲の拡大により収集運搬経費が増加する可能性もあるところ、中継施設の設置の検討やEVごみ収集車の導入等も含め、廃棄物処理全体での経費や排出する温室効果ガスに関する評価を行うことが重要である。

(令和6年通知より)

**★施設規模の考え方**

例えば、ごみの焼却については2050年カーボンニュートラルの達成に向けて、一つの推計として300t/日以上施設の導入割合を増加させる必要性が示唆されていることから、離島における施設整備や既に極めて広大な面積における施設整備で集約化済みである区域等の300t/日以上施設の導入が著しく困難であることが明らかな区域を除き、300t/日以上のごみ焼却施設を設置できるようにすることが望ましいとされている。したがって、既に100t/日以上300t/日未満の施設を設置している地域については、300t/日以上のごみ焼却施設を、既に300t/日以上600t/日未満の施設を設置している地域については、600t/日以上のごみ焼却施設の設定を含め検討する。

**★地域の特性に応じた廃棄物系バイオマス利活用について**

メタンガス化、燃料化といった廃棄物系バイオマス利活用について、施設の大規模化が難しい地域のみならず、施設規模を縮減したごみ焼却施設の整備と合わせてメタン発酵施設を導入する等、地域の特性に応じた効果的なエネルギー回収技術を導入するなどの取組を促進するとされている。

**★廃棄物処理システムの脱炭素化を見据えた新たな技術の導入可能性の考慮**

3R+Renewableによる取組等を進めてもなお残る温室効果ガスの排出に対して、将来的には、焼却処理とCCUS等の技術を組み合わせることや熱分解による原料・燃料製造を含むカーボンリサイクル技術等により、廃棄物処理システムの脱炭素化を推進することが期待される。これらの技術は現時点で開発段階であるが、廃棄物処理施設の整備に当たっては構想段階から竣工までに一定期間を要すること、今後整備される廃棄物処理施設は長寿命化等により2050年頃まで稼働する可能性があることに留意し、新たな技術の開発やそれらの普及も念頭に、今後の技術動向に柔軟に対応していくことが必要とされている。従って、将来的にこのような新たな技術の導入可能性も考慮して、立地面も含む廃棄物処理施設体制の検討を行うよう、関係主体との調整を行うことが望ましい。

**○広域化・集約化の検討対象施設について**

マテリアルリサイクル推進施設の整備については、プラスチック資源循環促進法の制定により、多くの地域でプラスチックの回収が実施・増加することが見込まれ、その際に広域的な処理について検討・促進することが望ましい。そのため、広域化・集約化の検討対象に必ず含める。

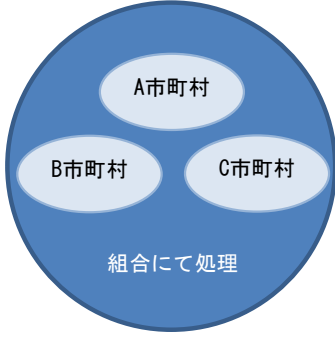
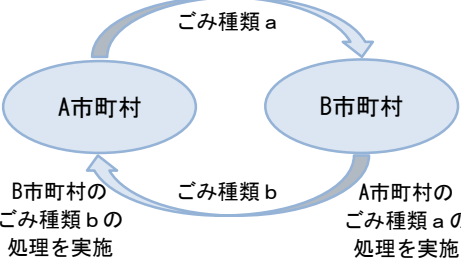
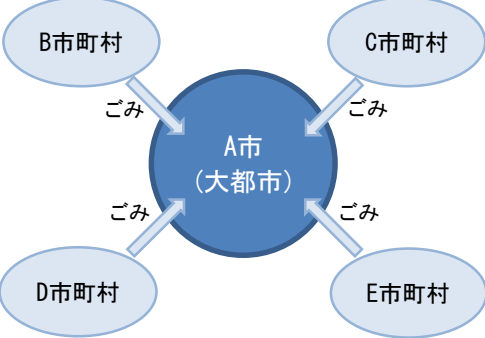
なお、令和6年通知では各ブロックにおける廃棄物処理体制の施設種類を以下としており、ごみ焼却施設及びマテリアルリサイクル推進施設以外の一般廃棄物処理施設も可能な範囲で広域化・集約化の検討対象とする。

- ・ごみ焼却施設
- ・リサイクルセンター（マテリアルリサイクル推進施設）
- ・ストックヤード（マテリアルリサイクル推進施設）
- ・容器包装リサイクル推進施設（マテリアルリサイクル推進施設）
- ・ごみ堆肥化施設
- ・ごみ飼料化施設
- ・メタンガス化施設（コンバインド方式含む）
- ・ごみ燃料化施設
- ・汚泥処理再生センター
- ・最終処分場
- ・その他の施設（中継施設、機能を集約した統合処理等）

### ○広域化・集約化の主な方法

広域化・集約化の主な方法としては以下が考えられるので、地域の実情に応じた方式を選択する。なお、各方法のメリット・デメリットについては「6. 1 広域化・集約化の方式（組織体制、（地域循環共生圏の観点も踏まえた）将来ビジョンとごみ処理システム、整備するごみ処理施設等）」に記す。

表 4-3 広域化・集約化の方式の概要

方式	概要	
<p>① 組合設立</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 関係市町村が構成員となる組合等を設立し、関係市町村のごみ処理を実施。</li> <li>➤ 都道府県境を超えた組合等の設立事例も存在。</li> <li>➤ 組合等を設けることなく、地方自治法の「連携協約」と「事務の委託」の組み合わせにより広域処理を実施する取組も進行中。</li> </ul>	
<p>② ごみ種別処理分担</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 複数の市町村においてごみの種類毎に分担（最終処分含む）を決め、分担されたごみ種類について、他市町村のごみを受け入れて処理。</li> </ul>	
<p>③ 大都市受入</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 大都市が周辺市町村のごみを受け入れて処理。</li> <li>➤ 地方自治法の規定に基づく事務委託及び行政協定等により受入を実施。</li> </ul>	

<p>④ 相互支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 定期整備及び改良等の施設停止の際に他の市町村のごみを相互に受け入れ。</li> <li>➤ 施設停止時のごみの受入は、他の市町村ではなく民間の廃棄物処理業者となる事例もある。</li> </ul>	<p>B、C市町村の施設停止時にB、C市町村のごみを処理</p> <p>A、C市町村の施設停止時にA、C市町村のごみを処理</p> <p>A市町村</p> <p>B市町村</p> <p>C市町村</p> <p>A、B市町村の施設停止時にA、B市町村のごみを処理</p> <p>A市町村</p> <p>民間処理業者</p> <p>A市町村の施設停止時にごみを処理</p>
<p>⑤ 他のインフラとの連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 下水処理施設等のインフラ由来の廃棄物をごみ処理施設にて一括処理（逆に、下水処理施設で生ごみ等を受け入れて処理することも可能）。</li> <li>➤ 廃棄物処理法第11条第2項により一般廃棄物と産業廃棄物をあわせて処理することができる。</li> <li>➤ し尿汚泥や下水汚泥をバイオガス化施設で処理している事例、し尿汚泥や下水汚泥をごみ焼却施設で可燃ごみと混焼している事例等がある。</li> </ul>	<p>下水汚泥等</p> <p>下水処理施設等</p> <p>下水汚泥処理施設が不要になる</p> <p>ごみ処理施設</p> <p>下水汚泥の処理も実施</p>
<p>⑥ 民間活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 市町村が民間の廃棄物処理業者に中間処理を含むごみ処理を委託。</li> <li>➤ 現状では、委託の対象となるごみは資源ごみや処理困難物等が主であり、可燃ごみについては、一時的な受入という位置づけである事例が多い。</li> <li>➤ ただし、近年では民間の廃棄物処理業者へ（一時的ではなく）一定期間ごみ処理を委託する事例も出てきており、それによる施設能力の有効活用や他のインフラとの連携などによる地域全体での安定化・効率化も重要。</li> </ul>	<p>A市町村</p> <p>B市町村</p> <p>C市町村</p> <p>D市町村</p> <p>民間処理業者</p> <p>ごみ</p> <p>ごみ</p> <p>ごみ</p> <p>ごみ</p>

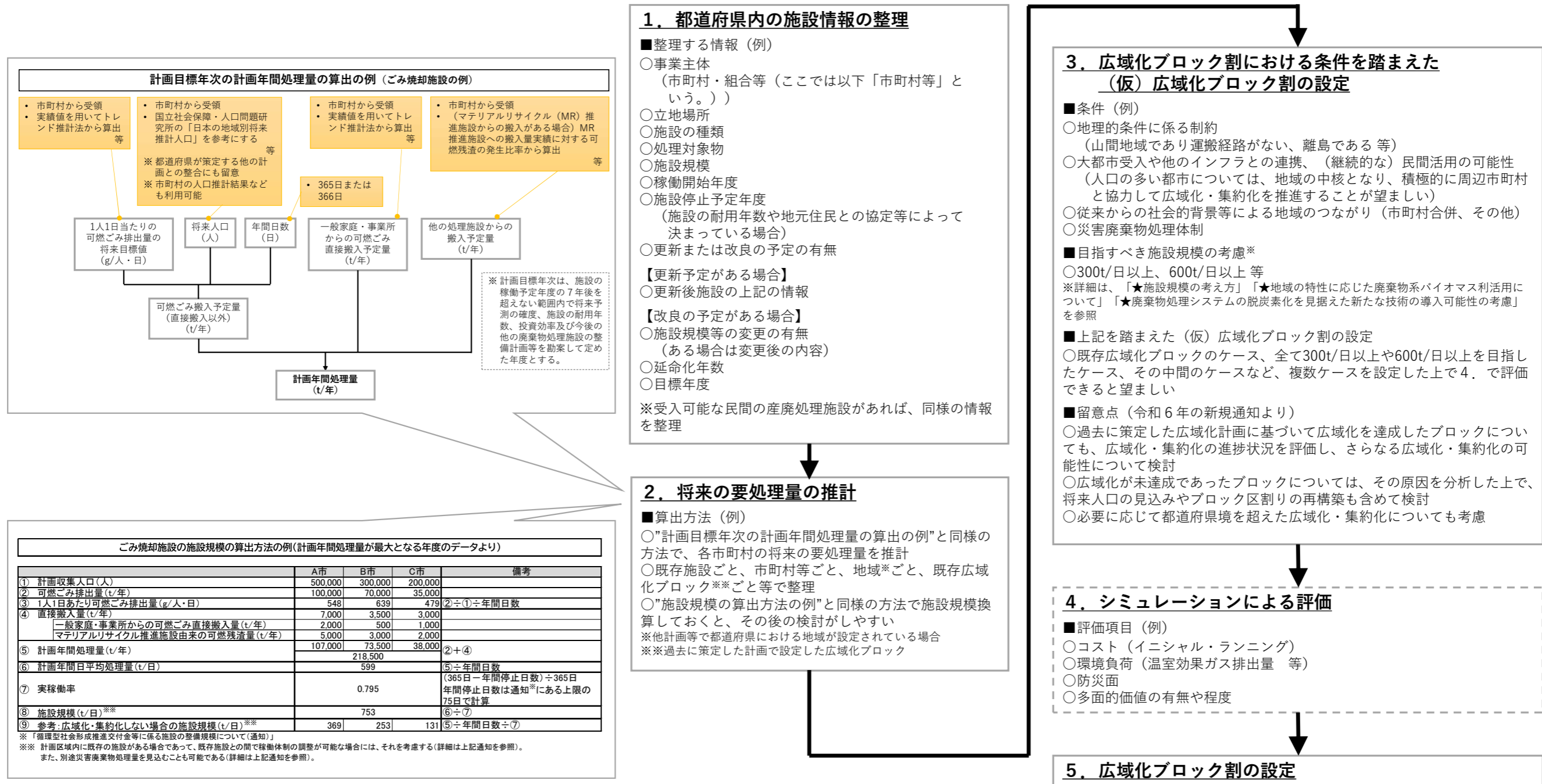
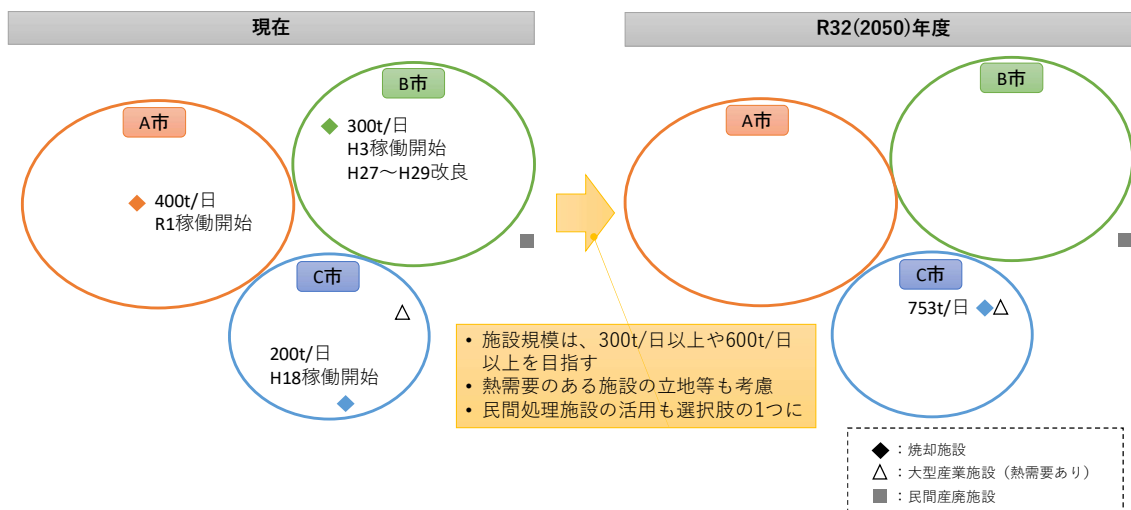


図4-3 広域ブロック区割りの設定見直しの流れ（ごみ焼却施設での例）



	稼働開始年度	R32の必要施設規模	改良年度	R7~R16 (2025~2034)年度	R17~R26 (2035~2044)年度	R27~R32 (2045~2050)年度
A市 A焼却施設 400t/日	R1	(369t/日)	-	R1~R26(25年間)		廃止
B市 B焼却施設 300t/日	H3	(253t/日)	H27~H29	H30~R15(15年間)	R16~R26(10年間)	廃止
C市 C焼却施設 200t/日	H18	(131t/日)	(R14~R15を予定)	H18~R13(25年間)	R16~R31(15年間)	改良工事
新焼却施設 753t/日	R27	753t/日	-			新設工事

→ : 稼働    → : 改良後の稼働    → : 民間委託

図4-4 ブロックごとの廃棄物処理体制の検討のイメージ（ごみ焼却施設での例）

#### 4.6 計画の進行管理

長期広域化・集約化の計画を着実に推進していくため、都道府県は毎年度、ブロックごとの施設整備の進捗状況、過渡期の対応等を把握し、広域化・集約化の進行管理を行う。なお、進行管理に当たっては、施設の数や規模等の目標設定を行い、定量的にフォローアップを行っていく。

また、長期広域化・集約化計画は、概ね5年ごとに現状を踏まえた見直し検討を行い、必要に応じて改定を行う。なお、都道府県の計画策定・改定の状況は、環境省ホームページ等で公開する予定としている。

## 5. 広域化・集約化を進める上での広域ブロック内での検討

### 5. 1 広域化・集約化の実現可能性の調査

都道府県の長期広域化・集約化計画の策定を受けて、長期広域化・集約化計画で設定された広域化ブロックを構成する市町村（以下「ブロック構成市町村」という。）においては、市町村ブロック会議等を設置・開催し、広域化ブロック内での広域化・集約化の可能性を検討することが求められる。

#### 【解説】

令和元年度より、循環型社会形成推進交付金交付取扱要領において、エネルギー回収型廃棄物処理施設のうち、ごみ焼却施設の新設（更新を含む。）に係る事業について、交付対象事業の要件として、あらかじめごみ処理の広域化・施設の集約化について検討を行うことを求めている。

ブロック構成市町村のごみ処理状況、施設整備状況及び地理的状況等を踏まえ、広域化・集約化により得られる効果（施設の建設・維持管理・解体に係るトータルコストの縮減、温室効果ガス排出量の削減、資源循環の強化、災害対策の強化、地域への多面的価値の創出等）及び長寿命化・延命化、中継施設の設置、過渡期における一時的な他自治体への委託、民間活用等によってもなお解決困難な広域化・集約化の実施における課題を検討し、広域化・集約化の実現可能性を判断する。

この際、ごみ処理事業経費の削減及び温室効果ガス排出量の削減等については、従来の一般廃棄物の処理体制を継続した場合と広域化・集約化を実施した場合の試算結果を比較・分析することにより、定量的な評価を行うことが重要であり、長期広域化・集約化計画での評価も踏まえつつ、この段階で評価することが望ましい。なお、ごみ処理施設の整備には10年以上の期間を要することもある点、都道府県が策定する長期広域化・集約化計画の計画期間が原則2050（令和32）年度までと先を見据えたものである点についても留意した上で、検討を行う必要がある。

広域化ブロック内での検討は、市町村が主体となって実施することとなるが、広域化・集約化を推進するためには、都道府県も会議に参加する他、積極的な関与が求められる。



## 5. 2 関係市町村の決定

検討の結果、広域化・集約化の実現可能性があるかと判断された場合、ブロック構成市町村の意向を確認した上で、関係市町村を決定する。

### 【解説】

全てのブロック構成市町村が参画することが望ましいが、広域化・集約化の実現可能性の調査結果を踏まえ、広域化・集約化を行うメリットが少ない又は広域化・集約化の実施における課題の解決が困難である等と判断した市町村が出てきた場合には、当該市町村以外の市町村間での広域化・集約化や民間の廃棄物処理業者との連携等を検討することとなる。

関係市町村を決定するにあたっては、人口規模が大きい市町村等、広域化・集約化において主導的な役割を果たす市町村が、ごみ処理施設の建設用地を確保した上で条件を提示し、その条件に合意できる市町村が広域化・集約化に参画するという手法も見られている。

都道府県においては、出来るだけ多くの市町村が広域化・集約化に参画するように、市町村間の調整に積極的に関与することが望まれる。

## 6. 広域化・集約化を進める上での関係市町村間での検討・調整事項等

関係市町村が決定した後は、広域化推進会議等を設置・開催し、関係市町村間で主に以下の内容の検討・調整を行いながら、広域化・集約化の具体的な構想を進めていく。

- ・ 広域化・集約化の方式（組織体制、（地域循環共生圏の観点も踏まえた）将来ビジョンとごみ処理システム、整備するごみ処理施設等）
- ・ 施設建設候補地の選定
- ・ 費用分担
- ・ ごみの分別区分・有料化
- ・ ごみの収集運搬
- ・ 過渡期のごみ処理方法

関係市町村間での検討・調整を進めていく一方で、住民説明会や地元対策委員会との協議等により、広域化・集約化に対する住民理解の促進を行う。

### 【解説】

上記事項の検討・調整方法について、事例を基に以降にとりまとめる。ここで、本手引きにおいては、広域化・集約化に特有の内容を対象とする。

また、他のインフラとの連携による広域化・集約化を行う場合には、市町村内の部局間での調整が必要となり、調整会議等を設置・開催して調整を行うこととなる。

## 6. 1 広域化・集約化の方式（組織体制、（地域循環共生圏の観点も踏まえた）将来ビジョンとごみ処理システム、整備するごみ処理施設等）

広域化・集約化を実施する際には、関係市町村間で実施可能で、メリットが大きい方式を採用することが望まれる。また、それに合わせて、最適なごみ処理システム（整備するごみ処理施設等を含む）を検討することが望まれる。

### 【解説】

広域化・集約化の方式としては、表6-1の6類型が挙げられる。これらの方式は独立したものではなく、組み合わせることでより効果を発揮するものもある。また、1つの市町村又は組合等が複数のごみ処理施設を保有している場合、それらを統廃合して集約化する方式もある。関係市町村のごみ処理状況、施設整備状況、人口規模、財政状況、地理的状況、民間の廃棄物処理業者や資源・エネルギー等の利活用先となりうる事業者の存在の有無等を踏まえて、実施可能でメリットが大きい方式を採用することが望まれる。

各方式の概要及び想定されるメリット・デメリットを表6-1に示す。また、地域に多面的な価値を創出する廃棄物処理施設を整備するためには、廃棄物処理システムを活用したまちづくりを地域の総合計画や都市計画マスタープラン等の地域全体に関する計画と連携することなどにより、立地選定も含めて戦略的に推進することが望ましい。

今回、都道府県の策定する長期広域化・集約化計画の計画期間が原則2050（令和32）年度までであることを踏まえ、本項にて検討する広域化・集約化の方式も、最終的な着地点である2050年度と、そこに向かうまでの各段階について検討する必要がある。

### ※ 組合等について

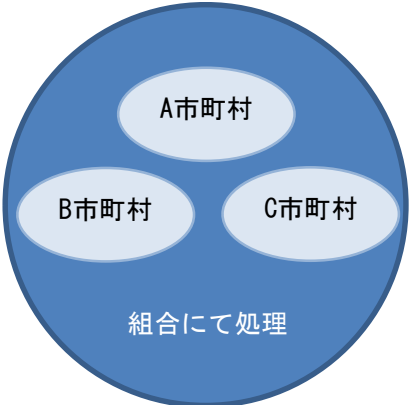
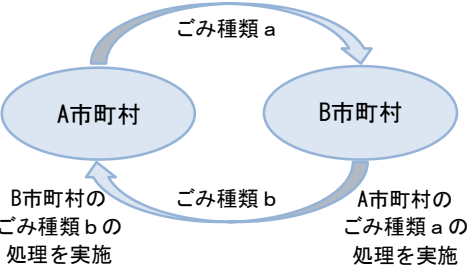
市町村事務の共同処理を行う場合、関係市町村が構成員となる一部事務組合又は広域連合等の団体を設立する。広域化・集約化においては、一部事務組合の方が広く採用されている。

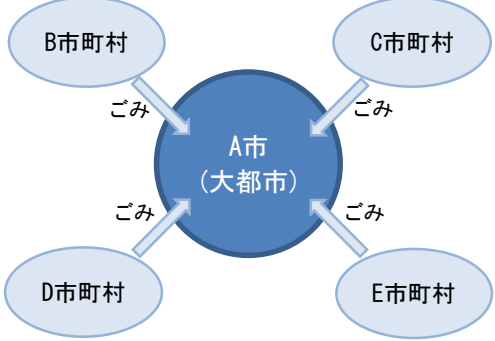
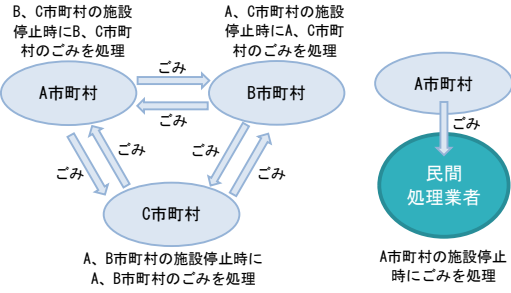
一部事務組合は、普通地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体である。一部事務組合が成立すると、共同処理するとされた事務は、構成団体の権能から除外され、一部事務組合に引き継がれる。

広域連合は、地方公共団体が広域にわたり処理することが適当な事務に関し、広域計画を作成し、必要な連絡調整を図り、及び事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するために設ける特別地方公共団体である。一部事務組合と比較して、国及び都道府県から直接に権限等の移譲を受けることができるとともに、直接請求が認められているという違いがある。広域連合が成立すると、共同処理するとされた事務は、構成団体の権能から除外され、広域連合に引き継がれる。

表6-1 広域化・集約化の方式の概要及び想定されるメリット・デメリット

○：想定されるメリット、▲：想定されるデメリット

方式	概要	想定されるメリット・デメリット
① 組合設立	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 関係市町村が構成員となる組合等を設立し、関係市町村のごみ処理を実施。</li> <li>➤ 都道府県境を超えた組合等の設立事例も存在。</li> <li>➤ 組合等を設けることなく、地方自治法の「連携協約」と「事務の委託」の組み合わせにより広域処理を実施する取組も進行中。</li> </ul> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  </div>	<p>&lt;共通&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係市町村全体ではごみ処理施設の施設数が削減される。</li> </ul> <p>&lt;一部事務組合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係市町村がそれぞれの市町村の議会対応を行うため、広域化・集約化に対する議会の承認を得やすい。</li> <li>○ 一部事務組合に加入すると、最短でも2年間は脱退できないため、途中で広域処理から抜ける市町村が出ることを防止できる。</li> <li>▲ 既存の一部事務組合に新たに市町村が加入してごみの広域処理を行う場合、組合の規約や条例等及び関係市町村の条例等を改正する必要がある。また、加入により組合と市町村の両者にメリットがあることを事前に確認しておくことが望ましい。</li> </ul> <p>&lt;広域連合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全ての関係市町村が対等の立場で事業を進めることができる。一部事務組合と比較して、関係市町村が意見具申を行うことも容易である。</li> <li>▲ 事業を進める際の手続きが多くなる。</li> </ul>
② ごみ種別処理分担	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 複数の市町村においてごみの種類毎に分担（最終処分含む）を決め、分担されたごみ種類について、他市町村のごみを受け入れて処理。</li> </ul> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係市町村全体ではごみ処理施設の施設数が削減される。</li> <li>○ 1つの市町村で全ての種類のごみ処理施設を整備・運営する必要がないため、負担を軽減できる。</li> <li>▲ ごみ焼却施設や最終処分場等の特定の施設が立地する市町村の住民が不公平感を感じる恐れがある。</li> </ul>

<p>③ 大都市受入</p>	<p>▶ 大都市が周辺市町村のごみを受け入れて処理。</p> <p>▶ 地方自治法の規定に基づく事務委託及び行政協定等により受入を実施。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係市町村全体ではごみ処理施設の施設数が削減される。</li> <li>○ 新しく組織を作る必要がないため、そのための手間を省略できる。</li> <li>○ ごみを受け入れる市町村としては、ごみ排出量の減少に伴って生じたごみ処理施設の余力を活用できる。これにより、ごみ処理事業経費を削減できる可能性がある。</li> <li>○ 財政基盤が乏しい中小市町村がごみ処理施設を整備・運営する必要がなくなる。</li> <li>▲ 委託単価の設定等によっては、周辺市町村のごみを受け入れる市町村の負担が大きくなる可能性がある。</li> <li>▲ ごみ処理を委託する市町村はごみ処理施設の整備・運営には関わらないため、人材育成やノウハウの蓄積が行われず、ごみ処理体制の継続性に疑問が残る。</li> </ul>
<p>④ 相互支援</p>	<p>▶ 定期整備及び改良等の施設停止の際に他の市町村のごみを相互に受け入れ。</p> <p>▶ 施設停止時のごみの受入は、他の市町村ではなく民間の廃棄物処理業者となる事例もある。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設停止時のごみ処理を他の市町村や民間の廃棄物処理業者が受け持つことにより、施設の余裕率を低く設定でき、ごみ処理施設の規模縮小が可能となる。</li> <li>○ 全炉同時の稼働又は定期整備が可能となり、廃棄物発電の効率が向上するとともに、整備費を削減できる。</li> <li>○ それぞれの市町村が独立したごみ処理システムを保有することになるため、市町村間の足並みを揃える必要がない。</li> <li>○ 突発的な施設停止時の対応が容易となる。</li> <li>▲ ごみ処理施設の施設数は削減されない。</li> <li>▲ 施設間で定期整備及び改良等の時期が重複しないように調整する必要がある。</li> </ul>

<p>⑤ 他 の イン フラ との 連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 下水処理施設等のインフラ由来の廃棄物をごみ処理施設にて一括処理（逆に、下水処理施設で生ごみ等を受け入れて処理することも可能）。</li> <li>➤ 廃棄物処理法第 11 条第 2 項により一般廃棄物と産業廃棄物をあわせて処理することができる。</li> <li>➤ し尿汚泥や下水汚泥をバイオガス化施設で処理している事例、し尿汚泥や下水汚泥をごみ焼却施設で可燃ごみと混焼している事例等がある。</li> </ul> <div style="text-align: center;"> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 廃棄物系バイオマスを集約することで、マテリアル利用やエネルギー利用に必要な量が確保される。</li> <li>○ し尿汚泥や下水汚泥を合わせて処理する場合、汚泥のみを対象とした処理設備の整備が不要となるとともに、民間の産業廃棄物処理業者に委託する場合と比べて、処理費を縮減できる可能性がある。</li> <li>▲ 連携を行う施設が隣接していない場合、廃棄物の運搬方法を検討する必要がある（例えば、汚泥の運搬時には臭気対策が必要）。</li> <li>▲ 一般廃棄物と産業廃棄物をあわせて処理する場合、その理由付けや都道府県への確認に時間を要する可能性がある。</li> <li>▲ 既存のごみ処理施設ではインフラ由来の廃棄物を処理できないこともあるため、施設の整備状況を踏まえた導入の検討が必要である。</li> </ul>
<p>⑥ 民間 活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 市町村が民間の廃棄物処理業者に中間処理を含むごみ処理を委託。</li> <li>➤ 現状では、委託の対象となるごみは資源ごみや処理困難物等が主であり、可燃ごみについては、一時的な受入という位置づけである事例が多い。</li> <li>➤ ただし、近年では民間の廃棄物処理業者へ（一時的ではなく）一定期間ごみ処理を委託する事例も出てきており、それによる施設能力の有効活用や他のインフラとの連携などによる地域全体での安定化・効率化も重要。</li> </ul> <div style="text-align: center;"> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係市町村のごみ処理施設の施設数が削減される。複数市町村がごみ処理を委託する場合、ごみ処理施設が集約化されたことになる。</li> <li>○ 関係市町村で小規模のごみ焼却施設を整備・運営する場合よりも、ごみ処理事業経費を削減できる可能性がある。</li> <li>▲ 委託する市町村が一般廃棄物の統括的な処理責任を果たすために、処理状況を適切にモニタリングすることが必要である。</li> <li>▲ 民間の廃棄物処理業者が廃業した場合、ごみ処理事業停止のリスクがあるため、バックアップ体制の構築が必要である。</li> </ul>

## 6. 2 施設建設候補地の選定

広域化・集約化に伴い新しくごみ処理施設を整備する場合、関係市町村間で協議をして候補地を選定する。

### 【解説】

施設建設候補地の選定方法としては、「関係市町村間で協議して、候補地を選定する方法」及び「ごみ処理施設の立地先となる市町村を決定し、当該市町村が選定・提案した候補地を関係市町村間で協議・承認する方法」がある。後者の場合、当該市町村の負担が過大とならないように、その他の市町村が財政面で支援を行う等の負担軽減策の検討が望まれる。

施設建設候補地の立地によっては、従来と比較して収集運搬距離が増加し、収集運搬費が増加する市町村が出てくる可能性があるため、各市町村からの距離に留意し、収集方式の工夫及び中継施設の設置等の収集運搬費低減対策を検討することが求められる。また、直接搬入時の運搬距離が増加することに対して、丁寧な住民説明が求められる。

廃棄物処理システムの脱炭素化に関する新たな技術の導入可能性を考慮した時にも、廃棄物処理施設整備等のできるだけ早い段階から、様々な関係者が連携して、廃棄物エネルギーの需要を踏まえた立地を検討することが重要である。

地域への多面的価値の創出のためには、廃棄物処理施設の立地条件が重要になる場合がある。例えば、焼却施設の余熱を熱として供給する場合には、一定の距離の範囲に熱の需要施設があることが必要である。また、工業団地・商業団地や農業団地の造成・誘致事業などと積極的に協調して進めるとともに、地域への価値創出の効果について明らかにすることで、産業誘致型の立地選定プロセスを採ることも考えられる。

以上を踏まえ、施設建設候補地の選定においては、地域への多面的価値を創出するための事業の方向性も踏まえながら、各地域を選定した場合の経済性を明確に示すとともに、学識経験者等の第三者を加えた多角的な検討を行うことで検討結果の透明性を高め、関係市町村及び住民からの理解を醸成することが求められる。なお、周辺住民との関係構築に当たっては、施設によって提供される価値が施設立地地域の活性化や課題解決につながることを理解の醸成を図ることも有効であると考えられる。

施設建設候補地の選定例を以下に示す。

### ＜施設建設候補地の選定例＞

- ▶ 関係市町村間で協議して候補地を選定
  - ・一定の条件を満たす地域に立候補（地権者又は町内会・自治会等の会長による応募）してもらい、その中から選定（いわゆる「公募型」）。
  - ・関係市町村がそれぞれ条件（地権者及び周辺住民との合意形成が可能、法規制を受ける土地に非該当、多面的価値の創出の観点から好適等）を満たす地域を提案し、土地利用環境面、用地買収面及び経済面等を比較検討して、その中から選定。
  - ・関係市町村の行政境の地域より、候補地を選定。
- ▶ ごみ処理施設の立地先となる市町村を決定し、当該市町村が選定・提案した候補地を関係市町村間で協議・承認
  - ・関係市町村間で、最も人口が多い市町村に施設を整備。
  - ・複数のごみ処理施設を整備する場合、それぞれ別の市町村に整備。
- ▶ その他
  - ・産業誘致を前提として、エネルギー供給面などでふさわしい機能を具備したごみ処理施設の建設候補地を選定。
  - ・地域の開発の陳情を受けて、ごみ処理施設の建設に対して地域住民の理解を得た上で、施設建設候補地として選定。

### 6. 3 費用分担

広域化・集約化に伴い新しくごみ処理施設を整備する場合、当該施設の施設建設費、処理費及び維持管理費等について、関係市町村間での分担方法を定める必要がある。一方で、他の市町村や民間の廃棄物処理業者にごみ処理を委託する場合、委託単価を設定する必要がある。

#### 【解説】

#### ○広域化・集約化に伴い新しくごみ処理施設を整備する場合

表6-1の「①組合設立」では、新しく整備するごみ処理施設の施設建設費、処理費及び維持管理費等について、関係市町村間での分担方法を定める必要がある。広域化・集約化後も既存のごみ処理施設を使用する場合でも、処理費及び維持管理費等について、関係市町村間での分担方法を定める必要がある。費用分担については、関係市町村間で意見が分かれることが多いため、具体的な金額を提示することで合意形成を図ることが望まれる。

全国の事例で見られる施設建設費、処理費及び維持管理費の分担方法を表6-2に示す。人口割り、ごみ量割り、均等割り、これらの分担方法の組み合わせがある。施設建設費、処理費及び維持管理費について、それぞれ異なる分担方法を設定している事例も見られる。

表6-2 建設費、処理費及び維持管理費の分担方法

費用分担方法	概要
ごみ量割り	市町村のごみ量（建設費の場合、施設規模算定に用いる計画目標年度の計画ごみ量の割合など。処理費及び維持管理費の場合、前年度のごみ量。）に応じて費用を分担する。処理費及び維持管理費をごみ量割りとした場合、費用分担割合を下げるために、各市町村で減量化や分別が促進される可能性がある。
人口割り	市町村の人口に応じて費用を分担する。1人当たりのごみ排出量が少ない市町村の負担が大きくなる。
均等割り	全ての関係市町村が同じ割合で費用を分担する。関係市町村間で人口規模の違いが大きい場合、人口規模が小さい市町村の負担が大きくなる。
上記の分担方法の組み合わせ	費用の10%を人口割り、90%をごみ量割りというように、上記の分担方法を組み合わせて使用する。

また、ごみ処理事業に係る費用として、建設費、処理費及び維持管理費のみならず、余剰な熱及び電力の売却により得られる収入、余熱利用施設や周辺道路の整備等の地域還元事業の費用及び廃止となる施設の解体費用等についても、関係市町村間での分担（分配）方法を定める必要がある。

建設費、処理費及び維持管理費以外のごみ処理事業に係る費用の分担（分配）方法の例を以下に示す。



**＜建設費、処理費及び維持管理費以外のごみ処理事業に係る費用の分担（分配）例＞**

- 余剰電力の売電により得られた収入の分配方法
  - ・ごみ処理施設が立地する市町村又は組合等に帰属させている（広域連合に帰属させている場合、ごみ処理事業以外の財源としても活用可能）。
  - ・施設の運営管理費、起債償還金、大規模修繕費や次期ごみ処理施設建設基金の積み立てに充当している。
- 地域還元事業の費用はごみ処理施設が立地する市町村が負担。ただし、他の市町村が一定金額を補助するとともに、余熱利用施設への余熱供給は無償。
- 廃止となる施設の解体費用は、各施設の所有者が負担。

**○他の市町村や民間の廃棄物処理業者にごみ処理を委託する場合**

表6-1の「②ごみ種別処理分担」、「③大都市受入」及び「④相互支援」では、他の市町村にごみ処理を委託することになるため、関係市町村間での協議の上で、委託単価を設定する必要がある。この際、委託単価には、処理費だけではなく、ごみ処理施設の整備・運営に係る費用も含まれるように設定する必要がある。また、受入開始当時と比べて他の市町村からの受入量が減少したため、ごみ処理事業の事業収支の改善を目的として、委託単価の値上げを要請するような例もある。

さらに、「⑥民間活用」では、民間の廃棄物処理業者にごみ処理を委託することになり、委託単価は入札等により決定される。

**○その他**

表6-1の「⑤他のインフラとの連携」では、下水汚泥をごみ処理施設で処理する場合、下水道関連部局がごみ処理施設関連部局に処理費用を支払う必要がある。連携を行う施設が隣接しておらず、汚泥の運搬が必要な場合には、運搬費の負担者を定める必要がある。

## 6. 4 ごみの分別区分・有料化

広域化・集約化を実施する際には、関係市町村間で広域処理を行う品目の性状を揃える必要があり、分別区分を揃えること等を検討する必要がある。  
また、ごみの有料化の実施有無及び手数料についても調整する必要がある。

### 【解説】

#### ○ごみの分別区分

広域処理を行う場合、関係市町村間で廃棄物の性状を揃える必要がある。

関係市町村間で分別品目を揃える場合、分別品目をより細分化している市町村に合わせる事例が多い。分別品目を統一する際には、関係市町村間の調整や、住民への普及啓発、理解促進等を行う調整期間が必要となる。この際、プラスチック資源循環促進法を踏まえたプラスチックの資源化についても、あらかじめ関係市町村間での足並みをそろえた検討が望まれる。

広域処理を行う品目が限定的な場合、当該品目の性状を揃えることで対応が可能となる場合がある。しかしながら、マットレス等の保管の際に場所を要し、また処理に人員を要するものについては、広域化・集約化により量が集まることで、処理が困難となる場合があることから、広域処理を行う品目の設定の際には留意が必要である。

分別区分の設定例を以下に示す。

#### <分別区分の設定例>

- 分別品目を揃える場合
  - ・広域化・集約化以前と比べて、分別品目をより細かく設定する。
  - ・関係市町村間で最も分別品目が多い市町村に合わせる。
- 広域処理を行う品目の性状を揃える場合
  - ・可燃ごみを広域処理する場合、分別区分は統一せずに可燃ごみに分類されるごみの性状を統一する。
  - ・生ごみを広域処理する場合、ごみ処理の手数料に差をつけることで、生ごみの分別にインセンティブを付与する。
  - ・生ごみを広域処理する場合、異物の混入が極力起きないように、十分な理解が得られた地域から徐々に生ごみの分別収集を拡大する。

#### ○ごみの有料化

手数料の設定例を以下に示す。

#### <手数料の設定例>

- ごみの有料化の実施有無及び手数料については各市町村がそれぞれ判断。
- ごみの有料化を導入していなかった市町村も有料化を導入。料金は各市町村がそれぞれ判断して設定。
- 指定ごみ袋の料金を統一（最も安い市町村に統一等）。
- 持ち込みごみの手数料を統一（最も高い市町村に統一等）。

## 6. 5 ごみの収集運搬

広域化・集約化に伴うごみの収集運搬については、収集方式の工夫、中継施設の設置等を含め、効率的な収集運搬体制を構築することが求められる。

### 【解説】

ごみの収集運搬については、広域化・集約化後も各市町村がそれぞれ実施している事例がほとんどである。この際、ごみ処理施設の立地によっては、従来と比較して収集運搬距離が増加し、収集運搬費が増加する市町村が出てくる可能性があるため、収集方式の工夫、中継施設の設置等を含め、効率的な収集運搬体制を構築することが求められる。

また、広域化・集約化により、ごみ処理施設に搬入するごみ量が増加することに伴い、施設周辺の搬入車両の交通量も増加する可能性がある。このため、搬入ルートや搬入時間の指定等の交通量増加対策及び搬入方法について、関係市町村間及び周辺住民との間で協議・調整することが求められる。特に、表6-1の「⑤他のインフラとの連携」では、汚泥を運搬する場合に臭気対策が必要となる。

収集運搬の調整例を以下に示す。

### ＜収集運搬の調整例＞

- 廃止となった施設の跡地等に中継施設を設置することで、収集運搬を効率化。
  - ・中継施設からごみ処理施設までの輸送には、大型車を利用。
  - ・可燃性粗大ごみ、直接搬入ごみ及び事業系一般廃棄物等、一部の廃棄物についてのみ中継施設を用いた収集運搬を実施。
  - ・中継施設からごみ処理施設までの輸送は組合等が実施。
- 特定の曜日にごみの収集が集中する場合には、関係市町村間でごみ収集日の調整を実施。
- 搬入車両の交通量が増加するため、近隣に住宅が少ないルートを選択し、周辺住民の要望を考慮して、搬入ルートを設定。

## 6. 6 過渡期のごみ処理方法

広域化・集約化を実施する際には、過渡期のごみ処理方法を検討する必要がある。

### 【解説】

広域化・集約化では、集約しようとする施設間で更新時期が一致しないことも多い。このため、既存施設が更新時期を迎えつつも、広域処理を行うごみ処理施設の供用が開始されていない期間においても、ごみ処理事業を遅滞なく行えるように、過渡期のごみ処理方法を定める必要がある。

前述した「更新時期同期化」のように、更新時期を迎えた施設の長寿命化・延命化を図り、集約する施設間で更新時期を揃えるのは、広域化・集約化を実現するに当たり有用な選択肢の1つである。また、施設の著しい老朽化の進行等によりそれが困難な場合には、近隣市町村や民間の廃棄物処理業者における暫定的な処理等を検討することが必要である。

## 6. 7 住民理解の促進

広域化・集約化を実施する際には、関係市町村の住民の理解が必要となる。そのため、広域化・集約化の意義やメリットの説明等、住民理解の促進に向けた取組が求められる。

### 【解説】

広域処理を行うごみ処理施設が立地する市町村においては、他市町村のごみを受け入れることになるため、広域化・集約化の意義やメリットを早期の段階から説明し、住民から十分な理解を得ることが求められる。この際、ごみ処理施設の余熱供給を行う場合には、供給先が施設の近傍の需要施設に限定されるため、便益を享受できない住民に不公平感が生じないように留意する必要がある。

また、関係市町村においては、分別区分の変更や直接搬入先の変更等により、住民のごみの排出に直接的な影響が生じるため、同様に丁寧な説明が必要になる。

住民の理解の促進に向けた取組の例を以下に示す。

#### <住民の理解の促進に向けた取組の例>

- 周辺住民説明会、市町村民説明会、個別訪問による説明、よろず相談窓口、工事説明会及び現場見学会等により、住民に対して丁寧な説明を実施。
- 地元住民より構成される地元対策委員会等を窓口として調整を実施。
- 広域化・集約化の先進事例の見学会を実施。
- 地元調整にあたっては、可能な限り首長が出席。
- 廃棄物より回収したエネルギーの地域還元施設（温浴施設等）を整備。
- 搬入車両の交通量の増加への対応策として、周辺道路を整備・拡張。

## 別添 広域化・集約化の事例集

### 【事例1】山梨県の各ブロックにおける広域化・集約化の推進

#### 【事業の概要】

山梨県は、平成9年に国から発出された都道府県向け通知「ごみ処理の広域化計画について」や平成9年6月に山梨県が策定した「廃棄物資源化推進構想」に基づき、平成11年3月に「山梨県ごみ処理広域化計画（計画期間：平成10年度～平成19年度）」を策定した。同計画においては、20年後の平成29年度までの期間についても考慮して策定するものとしつつ、広域化ブロックの数は、ごみ処理の効率性、余熱利用としての発電の効率性・経済性等を考慮し、将来的に300t/日以上のごみ処理施設が整備可能となるよう次の条件から3ブロックとした。

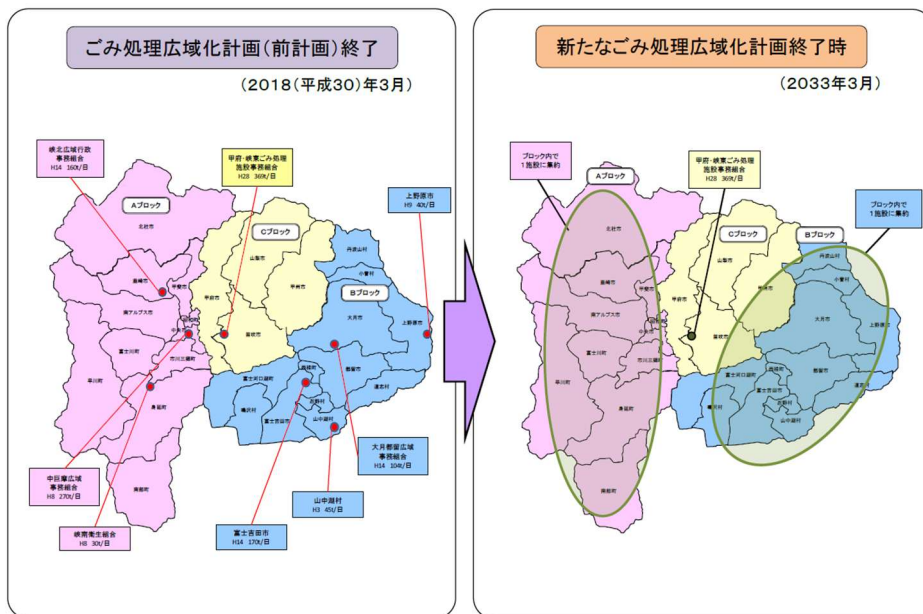
- 本県の焼却量 540t/日
- 処理規模が最大である甲府市の焼却量 208t/日
- それ以外の地域の焼却量 332t/日
- 上記より甲府市周辺で1ブロック、それ以外の地域を2ブロックとする。

焼却施設数を平成10年度の17施設から計画期間が終了する平成19年度までに10施設（Aブロック：3施設、Bブロック：4施設、Cブロック：3施設）に集約する目標については、平成16年度に達成された。その後策定された「山梨県ごみ処理広域化計画（計画期間：平成20年度～平成29年度）」では、平成19年度

時点での10施設から、計画期間が終了する平成29年度までに5施設に集約化する計画としていたが、Cブロックが計画どおり進んだことなどにより、8施設まで集約化された。

平成30年3月に策定された「山梨県ごみ処理広域化計画（計画期間（2018（平成30）年度～2032（令和14）年度）」では、各ブロック1施設に集約化することを目標とし、AブロックとBブロックで事業が進められている。

次ページでは、集約化が完了したCブロック（甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合）についてまとめている。



現在の状況(2018.3)		各ブロック 1施設に集約
焼却施設: 8施設		
Aブロック	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 峡北広域行政事務組合</li> <li>■ 中巨摩地区広域事務組合</li> <li>■ 峡南衛生組合</li> </ul>	
Bブロック	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 富士吉田市</li> <li>■ 山中湖村</li> <li>■ 大月都留広域事務組合</li> <li>■ 上野原市</li> </ul>	
Cブロック	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合</li> </ul>	
本計画期間終了時(2033.3)		
3施設に集約		
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 新規施設</li> <li>■ 新規施設</li> <li>■ 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合</li> </ul>		

出典：山梨県ごみ処理広域化計画（概要）

### 【取組前の課題】

- ・甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市は、所有施設と民間施設を活用しながら、ごみの適正処理を行っていたが、所有する施設は老朽化が進んでいるとともに、施設の使用期限も迫ってきていた。
- ・かつては16市町村であった本地域が、市町村合併を経て4市を構成しており、旧市町村単位でのごみ処理形態が残っていたため、広域化を見据えたより効率的な処理体制に移行していく必要性が生じていた。

山梨県が「山梨県ごみ処理広域化計画」を策定し、4市は県内3ブロックのうちのCブロックに指定された。

### 【実現までの課題と対応】

- ・広域化・集約化の実施に伴い、構成市の収集運搬費の増減に差が生じたため、不均衡の是正に課題があった。
  - ・施設整備費や廃止施設の解体費用の負担金の制度設計に課題があった。
  - ・運営費の負担金の制度設計に課題があった。
    - ⇒施設整備費は、均等負担分と人口による負担分の併用で負担割合を算出した。既存施設の解体費用は各市で負担した。
    - ⇒運営費は、均等負担分と人口による負担分、処理量による負担分の併用で負担割合を算出した。
  - ・建設用地の選定において、周辺住民からの合意取得に課題があった。
  - ・迷惑施設との認識があり、建設場所の受入に温度差や条件等がある中で決定に時間を要した。また、地域により、運搬ルートや距離等の課題が生じた。
  - ・道路整備や地域振興施設の建設要望があった。
    - ⇒産業廃棄物の最終処分場、ごみ処理施設、地域振興施設の一体的な整備で計画したが、産業廃棄物の最終処分場の建設に理解が得られなかった。産業廃棄物から一般廃棄物の最終処分場への計画変更に伴い、事業が進捗した。
    - ⇒地域振興施設は県と笛吹市の負担であったが、事業は笛吹市が行った。
- ※最も早く耐用年数を迎える施設を延命化することにより、調整を行った。

#### 外的要因

- ・県は、甲府市、笛吹市、山梨市、甲州市に対して「山梨県ごみ処理広域化計画」による「Cブロック構想」への参加を要請した。（4市は県からの要請を受け、市長懇談会や広域化検討会議での議論を重ねてきた）。
- ・広域化検討会議では県・市の役割分担についても明確化し、県は関連する会議に参加するなど、広く支援を行った。

#### 内的要因

- ・マテリアルリサイクル及びサーマルリサイクルの推進、ダイオキシン類の削減、最終処分場の延命化、公共コストの縮減といった、広域化により得られる効果

県が関係市を支援したことにより実現

## 【事例2】神奈川県横須賀市・三浦市における広域化・集約化の推進

### 【事業の概要】

神奈川県では、県及び市町村のガイドラインである「一般廃棄物広域処理指針」を踏まえ、今後の広域処理にあたっての、ごみ処理の基本方針、広域処理を行う範囲（ブロック）の設定、広域処理を行う施設の整備等について、基本的な考え方を、平成10年3月に策定した「神奈川県ごみ処理広域化計画」において示した。今後は、この計画に基づき、ブロック内の市町村が共同で「広域化実施計画」を策定し、ごみ処理の広域化の実現をめざすものとした。

横須賀三浦ブロックの構成市町は横須賀市、三浦市、逗子市、鎌倉市、葉山町であるが、処理方法を統一することが困難となったため、2グループ体制とすることとし、横須賀市、三浦市では平成20年12月に、ごみ処理の広域体制や負担方法などについて基本合意をするに至った。その基本合意書に基づき、平成21年3月に「横須賀市三浦市ごみ処理広域化基本計画」（以下「基本計画」という。）を作成した。

さらに平成21年4月1日には横須賀市、三浦市間で相互に「ごみ処理施設建設に関する事務の委託に関する規約」並びに「委託協議書」を締結した。このような背景から、両市は基本計画に基づき、2市によるごみ処理広域化を推進するため、平成21年5月に「横須賀市三浦市ごみ処理広域化実施計画」を策定した。

令和2年3月に稼働した横須賀ごみ処理施設“エコミル”（焼却施設、不燃ごみ等選別施設）及び三浦市一般廃棄物最終処分場（不燃性残さの埋立施設）の運営は、広域の事業として各市が役割を分担して行うこととし、2市によるごみ処理広域化を推進する体制は、事業の効率性などを考慮し、地方自治法上の「事務の委託」によるものとした。

### 整備した施設の概要

焼却施設の概要	名 称：横須賀ごみ処理施設 “エコミル”（焼却施設）
	所 在 地：横須賀市長坂5丁目1番1号
	敷地面積：約12.5ha
	施設規模：360t/日
	施設概要：処理方式 全連続燃焼方式
熱 利 用：発電等	
別 不燃ごみ等選別施設の概要	名 称：横須賀ごみ処理施設 “エコミル”（不燃ごみ等選別施設）
	所 在 地：横須賀市長坂5丁目1番1号
	敷地面積：約12.5ha
	施設規模：30t/日
施設概要：処理方式 破碎・選別方式	
最終処分場の概要	名 称：三浦市一般廃棄物最終処分場（不燃性残さの埋立施設）
	所 在 地：三浦市三崎町六合字堂ヶ島1848番1外
	敷地面積：26,180㎡
	施設規模：48,900m <sup>3</sup>
	施設概要：処分場形式 屋根付き（クローズド型）処分場
埋立対象物：不燃性残さ等	

出典：「横須賀三浦ブロック（横須賀市・三浦市）第三期 ごみ処理広域化実施計画」（令和3年（2021年）3月 横須賀市・三浦市）より作成

### 【取組前の課題】

- ・横須賀市は、焼却施設の老朽化が進み、毎年、補修に多額の経費を必要としており、建替えの時期を迎えようとしていた。また、独自の最終処分場を持っていなかったため、不燃ごみはすべて多額の費用をかけて県外で埋立処分をしていた。
- ・三浦市は独自の焼却施設を持っていなかったため、可燃ごみは県内の他自治体に焼却を依頼していた。

・横須賀市と三浦市が共同でごみ処理施設を建設し、両市がお互いの施設を利用する「ごみの広域処理」に取り組むこととした。

### 【実現までの課題と対応】

- ・施設整備費や廃止施設の解体費用の負担金の制度設計に課題があった。  
⇒基本計画と建設に関する事務委託の協定書において施設整備の費用負担について曖昧なところがあり、両市で費用負担すべきか各市が費用負担すべきか課題があったが、両市で協議を重ね、具体的に費用負担を取り決め、確認書を結ぶことにより対応した。
- ・建設用地の選定において、周辺住民からの合意取得に課題があった。  
⇒焼却施設の建設用地については、住民説明会を多数開催することで住民の理解を得た。また、耐用年数を迎える施設を延命化することにより調整を行った。最終処分場用地は、塵芥処分用地として三浦市が既に取得していたものであるが、当該用地の周辺には既存の処分場が設置されていた。更なる処分場を建設するにあたり、周辺住民の合意を得ることについて懸念があったが、住民説明会を丁寧に行うことで住民の理解を得た。

#### 外的要因

- ・循環型社会形成推進交付金における交付対象範囲（高効率ごみ発電施設・マテリアルリサイクル推進施設）において県に相談し、慎重に事務手続きを進めた。
- ・環境アセスメント等、支援事業について県に相談し、助言をいただいた。

#### 内的要因

- ・横須賀市の施設の老朽化
- ・横須賀市の不燃ごみ・三浦市の可燃ごみの処理委託によるコスト増大
- ・将来に向けた安定的な処分体制の確保の必要性

関係市が主体的に取り組み、県の助言、支援により実現



### [事例3] 大阪府枚方市・京都府京田辺市における都道府県を超えた広域化・集約化の推進

大阪府枚方市と京都府京田辺市では、ごみ焼却施設（枚方市穂谷川清掃工場第3プラントと京田辺市環境衛生センター甘南備園焼却施設）の老朽化が進み、同時期に施設更新等を検討する中で、両市のごみ質に大きな差がないこと、また、両施設の稼働時期がほぼ同時期であり、建替時期が近いことや地理的条件等を踏まえ、広域化の可能性は大きいとの判断から、協議を進めた結果、平成26年12月に両市で可燃ごみの広域処理を進めることに合意し、平成28年5月に「枚方京田辺環境施設組合」を設立した。

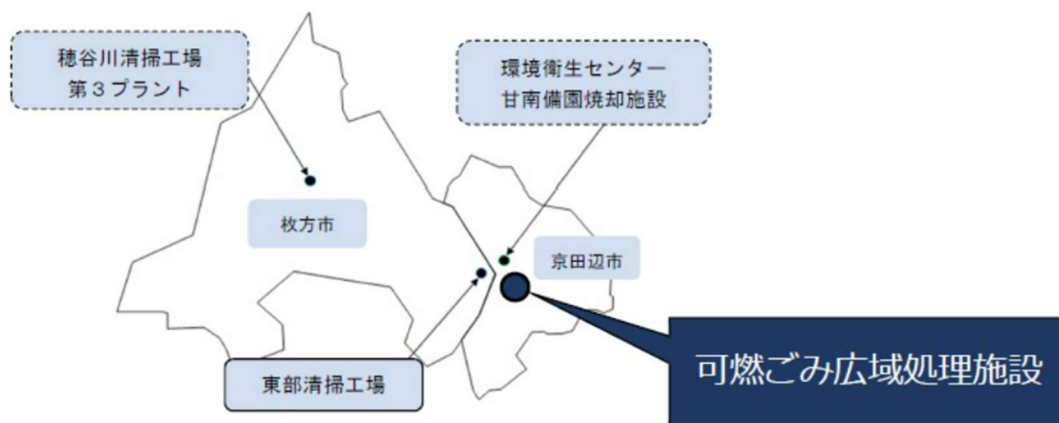
現在、令和7年度末の本格稼働を目指し、新たな可燃ごみ広域処理施設を建設中である。

組合設立までの主な経緯は、以下の通りである。

- ・ 枚方市と京田辺市は、平成21年10月に「一般廃棄物処理に係る相互支援協定」を締結し、ごみ処理における協力や情報交換を行っていた。
- ・ 平成26年1月に京田辺市から「可燃ごみの広域処理の可能性」について協議したい旨の申入れがあり、枚方市は2月17日に協議に応じる旨を回答した。
- ・ 令和5年12月には、可燃ごみ広域処理施設及び枚方市東部清掃工場焼却施設の管理運営※に関する事務の共同処理に向け、「枚方・京田辺可燃ごみ広域処理推進協議会」を設置した。

※可燃ごみ広域処理施設と東部清掃工場の位置関係は近接していることから、可燃ごみ広域処理施設と東部清掃工場との間で、定期補修整備及び補修点検時における稼働体制の調整が可能。

可燃ごみ広域処理施設と既存施設の位置関係



既存施設の概要

	枚方市		京田辺市
	穂谷川清掃工場 第3プラント	東部清掃工場	環境衛生センター 甘南備園焼却施設
竣工年月	昭和63年3月	平成20年12月	昭和61年12月
処理能力	200 t/日	240 t/日	80 t/日（16時間）

### 【取組前の課題】

- ・大阪府枚方市と京都府京田辺市では、ごみ焼却施設（枚方市穂谷川清掃工場第3プラントと京田辺市環境衛生センター甘南備園焼却施設）の老朽化が進み、同時期に施設更新等を検討する必要があった。

・両施設の稼働時期がほぼ同時期であり、建替時期が近いことや地理的条件等<sup>\*</sup>を踏まえ、広域化の可能性は大きいとの判断から、協議を進めた。

<sup>\*</sup>京都府京田辺市が北河内4市（大阪府枚方市、寝屋川市、交野市、四條畷市）と地理的に近く、市民生活や事業活動の面での関りが強いことに加えて、ごみ処理や減量の取組についても結びつきが強かった。

### 【実現までの課題と対応】

- ・【施設の配置と広域処理施設の候補地の選定】両市が共同でごみ処理を行うために必要な施設をどのように配置するかが課題となり、ごみ処理の負担と責任の公平性と効率性に配慮した候補地の選定が必要であった。  
⇒新施設は京田辺市の甘南備園（拡張を含む。）に建設し、その新施設を更新する場合の次期後継施設は枚方市内に建設することとした。
- ・【ごみ処理広域化に向けた分別・収集などの取扱い】ごみ処理施策や分別・収集方法、資源化方策などの相違をどう調整するかを検討する必要があった。  
⇒両市のごみ収集については、市域区分に応じてそれぞれの市がそれぞれの計画に基づき担当することとした。
- ・【広域処理の組織・運営形態】処理対象となるごみの種類、処理量、人口など、様々な側面から見て適切な組織・運営形態を検討する必要があった。  
⇒平成27年度に両市による協議会を設置し協議、「一部事務組合」を設立して事業を進めることとした。
- ・【広域処理に係る費用負担】処理などに必要となる費用の公平な負担の仕組みが必要であった。  
⇒ごみ処理量を基本に両市が応分の負担を行うこととした。
- ・【ごみ処理広域化に向けた今後のスケジュール】2施設の後継施設整備を統合する計画になるため、広域処理の組織（運営形態）の在り方などの課題も含め、それぞれのスケジュール調整を行う必要があった。  
⇒新施設の建設は、スケジュール見直しにより令和7年度の稼働とした。

#### 外的要因

- ・大阪府にあっては、地勢的に府域を複数の広域化ブロックに区割りする合理性が失われつつあったことから、市町村の意向を尊重し、他府県内の市町村等との広域化・集約化についても、必要に応じて調整するものとされた。
- ・京都府にあっては、広域化ブロックの枠組みは維持しつつも、その適用・運用に当たっては、施設の更新時期や処理の効率性、最新技術の適用など様々な要因や社会情勢の変化への対応を重視し、広域化ブロックの枠を越えた自治体連携も行えるよう柔軟に適用・運用することとされた。

#### 内的要因

- ・枚方市と京田辺市は以前から「一般廃棄物処理に係る相互支援協定」を締結しており、協力関係にあった。また、ごみ量やごみ質の面からも、これまでの処理体制に大きな影響を及ぼすものでなかった。
- ・地域の循環型社会の形成を推進するための枠組みとして、従前の北河内4市による循環型社会推進地域計画について、平成27年1月改定から京田辺市が対象地域に加わった。

両府ともブロック割に固執することなく、府域を越えた連携も進める立場に立ったことで、府域を越えた広域化、集約化が実現